

一関地区広域行政組合議会会議録

令和3年7月29日招集
第46回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（勝浦伸行君・菅原巧君）	8
会期の決定	9
一般質問	9
☆ 藤野秋男君	9
1 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場への対応について伺う	
(1) 候補地をそれぞれ1カ所に絞り込んだことによって、組合管内の皆さんへ説明会が開催されたが、どのような意見や要望があったのか伺う	
(2) 建設候補地における地権者に対しても説明会を開催したが、どのような意見や要望があったのか伺う	
(3) 施設建設に対しても具体的に検討が始まっているのか対応状況について伺う	
(4) これまで要望してきた回収方法や可燃ごみの減量化策への検討状況について伺う	
2 第8期介護保険事業への対応について伺う	
第8期介護保険事業がスタートした。そこで、以下の点について伺う	
(1) 特別養護老人ホーム入所待機者への対応について伺う	
(2) 介護保険料の所得に占める負担割合の現状と軽減策について伺う	
(3) 介護サービス利用状況と拡充策について伺う	
☆ 金野盛志君	20
1 施設整備の諸課題について伺う	
施設整備を進める上での諸課題について伺う	
☆ 千田良一君	25
1 新ごみ処理施設の整備方針について伺う	
PFI方式を方針案とすることを検討すると住民説明会で説明しているが、現時点での調査研究状況はどのようなものか伺う	
2 太陽光パネル・電子たばこの廃棄処分について伺う	
(1) 現在、再生可能エネルギーへの導入取り組みが大々的に促進されており、今後は加速度的に増大していくことと推測される	
既に、使用を終えたパネルが発生してきているが、産業廃棄物、一般廃棄物としての区分扱い、及び家庭での利用が廃止されたパネルの扱いについてどう対処するのか伺う	
(2) 喫煙に関し、電子たばこがさまざまな手法によりPRされているが、その廃棄処理はどのようなものか伺う	
☆ 那須茂一郎君	30
1 廃棄物による発電について伺う	
廃棄物による発電について再考する考えはないか伺う	
2 ごみ処理について伺う	

ごみ処理の構想について伺う

報告第1号	令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について…	39
報告第2号	自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について……………	39
認定第1号	令和2年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について……………	40
認定第2号	令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	40
議案第8号	令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）……………	51
議案第9号	令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	51

第46回定例会日程表

令和3年7月29日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	7月29日	木	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1号	令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について	—	議決不要
報告第 2号	自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について	—	議決不要
認定第 1号	令和2年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	7月29日	認 定
認定第 2号	令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7月29日	認 定
議案第 8号	令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	7月29日	原案可決
議案第 9号	令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	7月29日	原案可決

受理した議案

- 報告第 1 号 令和 2 年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
- 報告第 2 号 自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について
- 認定第 1 号 令和 2 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 2 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	報告第 1号	令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
日程第 5	報告第 2号	自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について
日程第 6	認定第 1号	令和2年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 2号	令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	議案第 8号	令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第 9号	令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和3年7月29日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和3年6月23日
告示番号 第38号
招集日時 令和3年7月29日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	稲葉正君	2番	岩淵典仁君	3番	岡田もとみ君
4番	勝浦伸行君	5番	岩淵優君	6番	藤野秋男君
7番	佐藤浩君	8番	永澤由利君	9番	千田良一君
10番	小山雄幸君	11番	那須茂一郎君	12番	金野盛志君
13番	岩淵善朗君	14番	菅原巧君	15番	橋本周一君
16番	佐藤雅子君	17番	真籠光幸君	18番	小野寺道雄君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	佐々木裕子	議会事務局次長	熊谷善孝
議会事務局長補佐	千葉麻弥		

説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	青木幸保君
副管理者	石川隆明君	広域行政組合事務局長	村上秀昭君
介護保険担当参事	鈴木伸一君	環境衛生担当参事	千葉敏紀君
広域行政組合事務局長 兼介護保険課長	猪股浩子君	広域行政組合事務局長 兼総務管理課長	小野寺啓君
一関清掃センター所長	千葉晃君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菅原彰君
介護福祉主幹	穂積千恵子君	環境衛生主幹	千葉光祉君
会計管理者	鈴木美智君	監査委員	小川四郎君
監査委員事務局	中村由美子君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第46回広域行政組合議会定例会

令和3年7月29日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（小野寺道雄君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、令和3年6月23日一関地区広域行政組合告示第38号をもって招集の、第46回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の御報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案6件です。

次に、藤野秋男君ほか3名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、金野盛志君ほか1名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小川監査委員ほか1名から提出の監査報告書4件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（小野寺道雄君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（小野寺道雄君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議長（小野寺道雄君） 次に、人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） この機会に、副管理者を紹介申し上げます。

副管理者の石川隆明一関市副市長であります。

（副管理者、挨拶）

以上で、副管理者の紹介を終わります。

次に、4月1日付人事異動により異動した職員を紹介いたします。

介護保険担当参事、鈴木伸一です。

（介護保険担当参事、挨拶）

事務局次長兼一関清掃センター所長、千葉晃です。

（事務局次長兼一関清掃センター所長、挨拶）

環境衛生主幹、千葉光祉です。

（環境衛生主幹、挨拶）

以上で、職員の紹介を終わります。

議長（小野寺道雄君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

主任主事の伊藤悠子であります。

（主任主事、挨拶）

議長（小野寺道雄君） 以上で、人事紹介を終わります。

議長（小野寺道雄君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（小野寺道雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

4 番 勝 浦 伸 行 君

14 番 菅 原 巧 君

を指名します。

議長（小野寺道雄君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（小野寺道雄君） 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上、発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問にあつては答弁時間を考慮され質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れののないよう、あわせて願います。

藤野秋男君の質問を許します。

藤野秋男君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 日本共産党一関市議団の藤野秋男です。

広域行政組合議会における一般質問を行います。

最初に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場建設に向けた対応状況について、大きくは4点について伺います。

両施設の最も適正とした候補地を1カ所に絞り込み、公表いたしました。既に組合管内では、第5回となる住民説明会を6月26日から3日間の日程で開催されています。

新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、3会場ともに人数を制限しての開催となっています。結果、参加人数は何人だったのでしょうか。

両施設は、今後数十年にわたって地域の生活環境に大きくかかわってまいります。それらを勘案すれば、地元の意見や要望にどう向き合っていくかは重要な取り組みとなってまいります。現時点でどのような意見や要望が出ているのかお伺いいたします。

5月22日には、両施設にかかわる土地所有者に対する説明会が開催されました。同様に、どのような意見や要望があったのか、御紹介願います。

次に、両施設建設に向けた検討状況について伺います。

これまでの説明においても、施設はエネルギー回収型一般廃棄物処理施設であり、焼却方式と説明してまいりました。回収したエネルギーである温水については、地域に還元するとしてまいりました。建設方式についても、PFI方式も含め検討していくとも説明しております。

そこで、現在の施設整備に向けた検討状況、具体的にはスタートしているものと思っておりますので、お伺いをいたします。

施設整備に向けては、SDGsを基本に環境負荷軽減に取り組むとしてまいります。その提案も行ってまいりました。その1つがコンテナによる資源物の回収であります。現在のポリ袋は資源の

無駄遣いであり、家庭に対する負担となっています。どのように検討されているのかお伺いいたします。

生ごみの分別収集については、構成する両自治体の取り組みが大きいわけですが、不可能ではありません。地域を限定し試験的な取り組みも可能であります。現在の検討状況についてお伺いいたします。

次に、介護保険事業への対応についてお伺いいたします。

第8期となる介護保険事業がスタートしましたが、特別養護老人ホームに入所したくても入所できないという声が寄せられました。これでは、保険料を払っても必要な入所ができず、在宅で待機している方々にとっては家族への大きな負担となってまいります。非常に深刻な問題であります。現在このように入所を待っております待機者の人数は何人となっているのかお伺いします。

また、在宅で早期に入所が必要な人数とその間の対応についてお伺いいたします。

この介護保険制度では、保険料を支払っているのに必要な介護サービスが受けられないという人がいる一方で、年金から保険料が天引きされて生活が大変な人、保険料負担が重く滞納となっている方々もおります。

保険料も引き上げられましたが、所得に占める負担割合は幾らになっているのか、御紹介願います。

保険料の滞納者の状況と軽減策についてお伺いいたします。

滞納によって必要な介護サービスが受けられないことは、本人の日常生活を脅かすこととなります。このような給付制限の現状と、そういう方々の保険料の軽減策について検討しているのかお伺いをいたします。

保険料負担が重い中でも、介護サービスを受けるためには必死で支払っているというのが現状ではないでしょうか。介護保険サービスの利用料も非常に重い負担であります。そのことを理由に利用を控えたという話も伺っておりますが、そのような状況を把握しているのかお伺いをいたします。

また、そのような方々に必要な介護サービスが提供できるように、利用者負担の軽減策の拡充についてもお伺いをいたしまして、この場からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 藤野秋男議員の質問にお答えいたします。

まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、名称が長いので、これは新処理施設と呼ばせていただきます、及び新最終処分場の施設整備に係る説明会の開催状況についてのお尋ねがございました。

一関地区広域行政組合では、令和元年10月に新処理施設と新最終処分場の最終選考候補地をそれぞれ4カ所選考いたしまして、同年12月から説明会を開催してきたところでございます。

説明会は、一関市と平泉町の住民を対象とした住民説明会、それから建設候補地の周辺自治会の住民を対象とした周辺自治会説明会、そして土地所有者を対象とした土地所有者説明会、この3つに分けてそれぞれ開催しております。本年6月には建設候補地の周辺自治会からの要望を受けまして、弥栄地区、千厩地区のそれぞれの住民を対象とした地区説明会も開催したとこ

ろでございます。

一関市と平泉町の住民を対象とした住民説明会は、新処理施設と新最終処分場のそれぞれ4カ所の最終選考候補地に近い40の会場で第1回から第4回にわたり開催いたしまして、延べ801人に参加いただいたところであります。

建設候補地をそれぞれ1カ所に絞り込んだ後の開催となった第5回の住民説明会は、6月26日から29日までの日程で、一関市の東部と西部でそれぞれ1会場、平泉町で1会場、合わせて3会場で開催しまして、延べ30人の方々に参加をいただいたところであります。

説明会では、有害物質に関して適切に対応してほしいなどの御意見をいただいたところであります。

また、6月26日に開催した第3回目の建設候補地周辺自治会説明会は、新処理施設の説明会には15人、新最終処分場の説明会には18人の方々に参加いただきました。

この新処理施設の説明会では、余熱の利用方法、それから交通量の増加に対する対応などについて質問があったところでございます。

また、新最終処分場の説明会では、候補地選定の経緯についての質問、地下水への影響などについての質問、あるいは御意見をいただいたところでございます。

また、6月27日に開催した千厩地区、弥栄地区それぞれの地区説明会は、千厩地区には67人、弥栄地区には4人の方々に参加をいただきました。

千厩地区では、建設候補地が市街地や高等学校に近いといった懸念、あるいは豪雨に対する不安など、また、弥栄地区では、交通量の増加に対する対応などの御意見をいただいたところであります。

一関地区広域行政組合としては、廃棄物の処理や廃棄物処理施設の整備について、住民の皆様にご理解を深めていただくことが何よりも重要であると考えているところでございまして、今後もさまざまな工夫をしながら廃棄物処理についての関心を高め、理解を深める機会をふやしてまいりたいと考えております。

また、土地所有者説明会は、これまでに2回開催しているところであります。

5月22日に開催した2回目の説明会においては、新処理施設には4人、新最終処分場には7人に参加いただきました。

新処理施設については、地形測量の範囲、あるいは地質調査の内容などに関する質問をいただきました。

また、新最終処分場については、事業区域が決まるまでどのようなタイミングで説明が行われるかなど、スケジュールに関する質問をいただいたところでございます。

土地所有者の皆様には、事業に対して御理解をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、新処理施設の検討状況についてでございますが、新処理施設の施設整備については、現在、一関市、平泉町及び組合で構成する施設整備検討委員会を組織いたしまして、施設整備に向けた基本条件などについて検討を行っているところであります。

この検討に当たっては、理想とする施設のあり方を施設整備基本方針として定め、この方針に沿って検討を進めております。

この施設整備基本方針は、安定性に優れた安全な施設、それから環境に配慮した施設、廃棄物を資源として活用できる施設、災害に強い施設、経済性に優れた施設、この5つとしているところ

ろであります。

この基本方針をもとに、これまで検討委員会で検討してきた主な項目については、1つ目は廃棄物の処理方式と焼却方式の種類、2つ目として施設の規模、3つ目は廃棄物の焼却によって回収できるエネルギーの種類と量、4つ目は事業方式の選定方法などでございます。

これを具体的に申し上げますと、まず廃棄物の処理方式については、焼却・熔融方式と非焼却方式のうち、屋内で稼働している8つの処理方式の中から焼却方式が最適であると評価して、焼却炉は、ストーカ方式と流動床方式の2つの方式から安定的な発電にすぐれるストーカ方式を採用案としたところでございます。

施設の規模については、一般廃棄物処理基本計画の目標値をもとに、これまでの処理実績のほか災害廃棄物の処理量を見込んで、1日当たり106トン进行处理する施設の規模とする案といたしました。

新処理施設の廃棄物の焼却によって発生する熱から回収できるエネルギーの種類と量については、電力で1,633キロワット、50度程度の温水状態で23.2ギガジュール、このギガジュールは熱量でございますが、融雪に例えますと、これを融雪に利用した場合、1.7ヘクタール程度の融雪に値いたします。

さらに詳しく道路に例えますと、幅員が8メートルの道路で2.2キロメートルの融雪が可能となるということになります。

事業方式の選定については、公設公営から民設民営まで6種類の方式が考えられるため、民間の事業機会の創出、公共サービスの質の向上、コスト削減といった観点から、PFI導入可能性調査を実施した上で最も適切な事業方式を選定することといたしました。

なお、施設整備検討委員会でまとめたこれら検討内容の案は、住民説明会において説明をして、いただいた御意見を施設整備基本計画に反映させていくこととしております。

このほか、現在、施設整備検討委員会では、排気ガスの自主基準値、それから施設の主要な設備の仕様、リサイクル施設や駐車場、資源物ストックヤードなどの関連施設の規模、これらについて検討を進めているところであり、余熱の活用方式については、一関市及び平泉町の職員で構成する余熱活用ワーキンググループにおいて検討を進めているところであります。

現在検討中の項目やこれから検討する項目については、これまでと同様に案を取りまとめた段階で住民説明会などで説明を行って、御意見をいただきながら、今年度中に施設整備基本計画としてまとめることとしております。

次に、資源物の収集及び可燃ごみの減量化についてでございますが、現在の可燃ごみの減量化への取り組みとしては、家庭や事業所から燃やすごみが排出されるまでの段階において、資源として利用できるものは極力資源物として分別することが燃やすごみの減量化につながりますことから、構成市町と連携しながら、その周知徹底に努めているところであります。

また、さらなる減量化を図るため、分別や収集の仕組みの見直しについても、新処理施設の稼働を見据えながら、清掃センターにおいて素案の検討を進めているところであります。

検討に当たっての考え方といたしましては、まず、分別収集方法の変更により住民の皆様への新たな負担やさらなる協力を求めることになった場合は、その効果を十分検証すること、2つ目として、新たな資源として分別項目を追加する場合には、その資源物を安定的に活用する方法と活用先が確保できること、3つ目として、現在新処理施設は令和9年度中の稼働を目指して取り組みを進めているところでありますが、その稼働を待たずに既存施設でも取り組み可能なものは

積極的に取り組んでいくわけですが、ただし、既存施設への新たな設備の追加は行わないとしているところであります。

具体的な検討状況でございますが、コンテナによる資源物の回収につきましては、そのコンテナによる回収がコンテナ置き場の確保、あるいはコンテナを道路沿いに設置することに伴う交通事故防止などの安全対策、それから管内に約2,400カ所ある集積所の設置場所の変更、状況によっては各地区ごとに市民センターなどの施設を回収場所とする拠点回収への切りかえなどが課題になってくると考えております。

また、生ごみの分別収集につきましては、現在の清掃センターには、生ごみ分別収集をしてもそれを堆肥化するなどの設備がございません。一般廃棄物として収集した生ごみを堆肥化などの方法により資源物として専門に処理する業者が構成市町にはないわけですが、また、ごみ集積所において、臭気対策、それから収集日までの各家庭での生ごみの保管や収集の頻度、それから収集車両、収集容器の新たな整備、これらも課題であると捉えているところであります。

また、新処理施設は現在の一関清掃センターと大東清掃センターを統合して整備する施設でございますが、施設ごとに分別収集方法が異なるものもございますことから、現在その整理も進めているところであります。

今後、清掃センターで検討した素案をもとに施設整備検討委員会で検討することとしておりますが、資源化をどこまで進めるのか、住民の皆様にご協力をいただくのか、これらについて、分別収集の仕組みの変更による混乱が生じないように、わかりやすい分別収集の仕組みであることが何よりも大事でありますことから、構成市町とともに今後検討してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームへの入所待機者についてでございますが、早期入所が必要とされながら在宅で生活を送られている方への対応は、大きな課題の1つであると認識しているところであります。令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画においても、課題の解消に向けて取り組むこととしているところであります。

初めに、入所待機者数の状況でございますが、最新の集計となります令和3年4月1日現在の状況でございますが、これは現在取りまとめを進めているところでありますことから、数字がお示しできる令和2年4月1日現在の集計によりお答えさせていただきます。

令和2年4月1日現在、在宅で早期に入所が必要な待機者数は107人でありまして、前年と比較して26人減少しております。入所待機者はここ数年減少傾向にあって、第6期介護保険事業計画の初年度である平成27年度の172人と比較すると65人減少しております。

この要因といたしましては、施設整備によるところが大きいものと捉えております。しかしながら、平成27年度以降に整備したベッド数は166床ございます。これに対して入所待機者数の解消は65人にとどまっております。施設整備によりベッド数が増加する一方で、高齢化の進展により新たな入所希望者も年々増加しているものと捉えております。

入所待機者の解消に向けた取り組みとして、これまでは施設整備に重点を置いてきたところであります。

しかし、新規の施設整備に当たっては、施設運営面で見ますと、生産年齢人口が減少していく中で介護人材の確保に深刻さが増していくというような状況が見込まれること、それから一関地区広域行政組合の介護保険運営の面から見ますと、施設サービスの利用の増加が介護保険料の引き上げにつながる面もあること、これらを勘案しますと、状況を見極めつつ、慎重に進めていく

必要があると考えております。

第8期の計画では、特別養護老人ホームの入所要件を満たす要介護3以上となる高齢者の増加に伴いまして、入所希望者が今後も増加するものと見込んでおりますことから、特別養護老人ホームの2施設、合計で49床を整備するほか、要介護者の増加を抑制するため、介護予防や重度化防止に向けた取り組みを推進することとしております。

早期の入所が必要とされながら在宅で生活を送られている方への対応につきましては、これまでも他の介護サービスを利用しながら待機していただいているところでございますが、第8期計画においても在宅サービスの充実に向けた取り組みを進めることとしております。

具体的には、自宅での生活を基本にして、デイサービスなどの通いや施設に宿泊してサービスを受ける泊まり、また、介護職員が自宅に来て自宅でサービスを受ける訪問介護、さらには医療ニーズに対応する訪問看護、これらを柔軟に組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護、あるいは看護小規模多機能型居宅介護の整備を進める計画としていただいております。

次に、介護サービスの利用についてでございますが、本年6月末時点において、介護認定の際に保険料の滞納があることにより、介護サービス利用料の給付制限の対象となった方は23人でございます。このうち、実際に介護サービスを利用して自己負担額が変更となった方は13人でございます。

保険料の滞納のある方に対しては、介護認定や更新、区分変更などの決定を行ったときに、お一人お一人の事情に応じた分納を促すなど、介護保険料を納付いただけるように努めているところでございます。

また、給付制限の対象となる方をふやさないため、組合広報紙やホームページ、あるいはFMあすもなどの広報媒体、それから翌年度に65歳を迎える方を対象とした介護保険制度説明会において、介護保険料の制度について御理解をいただくように周知に努めているところでございます。

利用料の負担が難しいため介護サービスの利用を控えている方の実態については把握しておりませんが、介護サービスの利用計画の作成に当たっては、担当する介護支援専門員が本人や家族の意向を十分に尊重して作成しております。

介護保険サービスの利用料は、所得の状況などに応じて自己負担の割合が1割から3割と定められておりまして、実際に負担いただく利用料には所得に応じた限度額が設けられております。

利用料の負担軽減制度につきましては、同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が高額になり限度額を超えた場合に、その超えた部分を後から給付する高額介護サービス費や、同一世帯内で介護保険と国民健康保険などの医療保険の両方を利用して、介護保険と医療保険を合わせた限度額を超えた場合に超えた分が払い戻される高額医療・高額介護合算制度があり、利用料の負担軽減が図られていると捉えているところでございます。

なお、当組合ではこれらの制度に加えまして、東日本大震災により住家が被災した利用者の自己負担額の減免を行っているところであります。

また、このほか、低所得で特に生計の維持が困難である方に対しましては、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人などが、利用者の自己負担額を軽減する社会福祉法人等による低所得者に対する利用料負担軽減制度というものがございまして、構成市町において軽減額の一部を補助しているところでございます。

介護保険料や介護サービス利用料の負担軽減の拡充については、介護保険制度は国、県、構成

市町からの負担金及び介護保険料やサービス利用料で成り立つ制度でございますので、軽減の拡充に当たっては、他の被保険者や利用者との負担の均衡に十分留意する必要があると考えております。

また、新たな負担軽減制度を設けることは、該当する方の保険料やサービス利用料が軽減される一方で、保険料収入の減少や介護保険からの給付費の増につながり、保険料全体の引き上げに影響しかねません。

このことから、国に対しては、国庫負担割合のさらなる引き上げなど、新たな財源措置を行うこと、介護保険料の減免及びサービス利用料の軽減については、各保険者の負担とすることなく、国の責任と負担のもとにおいて統一して行うこと、これらについて全国介護保険広域化推進会議を通じて要望をしてきているところでございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長から答弁させます。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、介護保険料についてでございますが、保険料は、本人及び同一世帯員の住民税の課税状況によりまして所得段階を分類し、段階的に算定しております。本人が非課税でありまして世帯員が課税されている場合には、世帯としての保険料負担能力を考慮した保険料となります。

保険料の算定に用いる収入額、所得額は、本人が非課税である第1段階から第5段階までは合計所得金額と課税年金収入額の合計を、本人が課税されている第6段階から第11段階までは合計所得金額を用いてございます。

所得額に占める保険料の割合について、保険料算定の基準となる第5段階について申し上げますと、第5段階は、本人は住民税非課税で世帯の誰かが住民税が課税されており、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方が該当します。

この第5段階において、被保険者1人当たりの合計所得金額と課税年金収入額の合計額に占める保険料の割合について、第7期計画では6.1%、第8期計画では6.2%となっております。

第8期計画の保険料7万4,000円は、第7期計画の保険料7万1,500円に比べて2,500円、約3.5%の増となったわけでございますが、合計所得金額と課税年金収入額の合計額の平均が上昇しましたことから、保険料の占める割合は0.1ポイントの増にとどまっております。

他の所得段階においては、所得に占める割合の増減がなかったものもあつたほか、増加したもののについては0.1、または0.2ポイントの増にとどまっております。

保険料の収納状況につきましては、令和2年度決算における収入未済額は現年度分が1,646万円、滞納繰越分は2,011万円でございます。

収入未済額はここ数年減少傾向にありまして、特に現年度分については、令和元年度は前年度と比較して約15%、同じく令和2年度は約10%減少したところでございます。これは、令和元年10月の消費税率の引き上げに伴います介護保険料の軽減強化策として、所得段階が第1段階から第3段階までの保険料を軽減したことが主な要因と捉えてございます。

保険料の軽減制度につきましては、保険料の算定は所得段階に応じて段階的に行っているところであり、さらに所得段階が第1段階から第3段階までの保険料については、引き続き消費税率引き上げに伴う軽減強化を継続しているところでございます。

また、災害などにより保険料の納付が困難な方に対しての減免制度がございます。令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことにより、納付が困難となった方に対

する減免を実施したところではありますが、令和3年度も引き続き実施してまいります。

なお、一度に納付が困難な方には、滞納につながらないよう事情に応じた分納を促しているところでもあります。

以上であります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

それでは、再質問したいと思います。

各会場での説明会が行われ、人数制限したとは言え、一定の理解を得て進めているのかなと捉えておりますが、関係者としてはこの人数というのはどのように捉えているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 住民説明会につきましては、これまでどなたでも御参加いただけるのは43回、そのほか土地所有者、周辺自治会の説明会、そのようなことで全部で58会場で行っておりますけれども、1,000人を超える方の参加をいただいているということで、回数を重ねてではありますけれども、ある一定の御参加はいただいているのかと認識しております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） その中で、要望、あるいは御意見、御質問の中で精査しますと、交通量が集中することによる交通量の問題、あるいは近隣施設に学校等の公共施設があり、環境への影響を心配する方などがあつたと見受けられるのですが、今後これらについてどのような検討がなされ、地域の方々にとどのように返していくのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 住民説明会の中で、新処理施設については国道284号付近ということで、交通量が増加するという懸念される御意見もいただいております。

学校が近いというのは最終処分場のほうで、岩手県立千厩高等学校が近いというようなお話もいただいておりますけれども、最終処分場であるとか新処理施設については、公害を発生するような施設ではないのですけれども、イメージとしてはやはりまだそのようなイメージがあるのかなということで、そういった部分については解消していかなければならないと思っております。

これからの取り組みとしては、環境影響評価、こちらのほうに取り組んでまいりますので、その中で住民の皆様には説明をしていけるのかなと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 交通量については、いろいろ対策は打てると思います。しかし、周辺地域に学校があるとか、環境に対して心配する声に対しては心配ないよと言うだけでは解決にならない。ですから、学校がありながらも、その施設が違和感なく地域に受け入れられるような対策というのは今後検討が必要なのかなと思うのですが、やはりその辺を真摯に対応していただきたいと思うのですが、そういった専門的な検討ということは今後なさっていくと思うのですが、改めてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） やはり、こちらのほうの説明も、具体的なといいますか、例えば数値であらわせるものは数値であらわしたり、思いだけではなくて、具体的な説明が必要かなと思っております。

それから、私たちではなかなか説明しかねる部分につきましては専門家の協力もいただいておりますので、専門家から具体的な説明をさせていただくというようなことが必要かと思っております。そのような対応でいきたいなと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 新施設建設に向けた具体的な検討ということで、新焼却施設についてはPFIの導入も検討するということですが、先ほどの管理者の話ではPFIでいくというように判断しているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） PFIでいくということではなくて、ことし取り組みますけれども、PFI導入可能性調査ということで、可能性があるかどうかというものをことし、調査をさせていただくということでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） PFIについては、かなり導入後、施設建設、あるいは管理、もちろん提供者が特定するというのもあって、その後の自治体の意見が思うように反映できなかったということもあります。ですから、検討に当たっては、もちろんその辺はやると思うのですが、やはり住民サイドに立って、将来の環境をどう守っていくかということを念頭に考えれば、非常にPFIのデメリットというのはあります。ですから、しっかりデメリットを調査し、そして、メリットとの関係でどうなのかという部分も精査しながら進めていただきたいと思います。このPFIでいくかいかないかというのは今年度それに着手するということですが、いつごろに結論を出そうとしているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） PFI導入可能性調査につきましては、年度末に結果が出るという形になるかと思えます。いずれ、住民のサイドに立った検討を進めていきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 次に、私たちは新施設導入に向けて、ぜひその前に試験的にも実施してもらいたいというのは、コンテナ収集です。今、資源回収がポリ袋になっていると、これはどう考えても資源を回収するために資源を無駄遣いしていると言わざるを得ないような状況です。

先ほど、コンテナ収集によっては2,400カ所の収集所の問題がある、手狭なところもあると、その辺の調査はできているのでしょうか。2,400カ所のうち、何カ所が手狭と判断し、その場所を移動するという形で検討も、あるいは調査の一環が行われているのかどうか、もしよければ御紹介をお願いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） この2,400カ所の収集所につきましては、指定をするのは構成市町ということになるのですけれども、具体的にコンテナ回収をする場合に手狭になるかどうかという部分については、まだ調査はできていないところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） できないことを検討するのではなくて、できるためにはどうしたらいいかという検討をぜひお願いしたいと思います。実際に実施している自治体もあるわけですから。

そして、中身がよく見えるということ、あるいはその日その日で集積所に持っていけるという家庭のメリットもある、そういったことを考えれば、今後は各地域の収集所もコミュニティーの

場になったり、あるいは環境を守るための収集施設が教育の場になったりという位置づけで考えれば、非常に私は重要な取り組みの1つだと思うので、ぜひこれについては、さほど困難な課題があるとは思えませんので、ひとつ、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、生ごみについては先ほどお話しいただいたように、構成市町の取り組みが大なわけです。確かに、活用が非常に難しいという話もありますが、実施している自治体を見ますと、その地域、地域で活用するために支援をすると、そのことによって焼却する可燃ごみから生ごみを減らしていくのだという意識的な支援策があるのですね。そういったことを構成する市町と協議しながら進めていけないのでしょうか。どうでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 生ごみの減量化につきましても、構成市町におきましても生ごみ処理機等への補助金の交付などで減量化対策という一環で取り組みはしていただいているということであり、生ごみにつきましても水を切っていただけて出していただくというのが、まず私どもすればありがたいということでございます。

いずれ、生ごみについては、私どもの処理としては集積所に出していただいた後の処理ということになりますので、そこで生ごみを分別して収集しても処理する設備がない、燃やすしかないというような状態でありますので、こちらのほうは新処理施設の整備に向けて検討を進めていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 出した後の組合の責任ということはシステム上わかりますが、何度も組合が答弁しているように、ごみの減量、資源化というのは構成する市町と協力して進めてまいりますというのがこれまでの答弁です。ですから、その基本にしっかり立って検討していく。確かに、水分を切ればかなり軽くなるというのは減量につながるかもしれませんが、資源活用にはつながらない。やはりしっかり資源活用として今後考えていくということに信念を持って取り組んでいただきたいと思ひます。

介護保険事業についてですが、令和3年4月にその数値が本来は出るということですが、令和2年4月のデータで先ほどお話をいただきました。これまでの数字を見れば減少傾向にあるということですが、在宅の中でももう本当に老老介護などで、介護者の家族の負担というよりは、家族がとても介護できないという厳しい状況という部分については何名と判断しているのでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） ただいまの質問は、家庭における介護がとてつ厳しいと、そういう老老介護などの状況をしっかり把握しているのかという御質問と取りました。

その実数については捉えていないところですが、私どもの調査した結果におきましても、先ほどお話ししました早期に入所が必要な107人の方のうち、その中でも1年程度で入所が必要という方々が41人いると捉えております。そのように、家族で介護することがとてつ厳しいという状況は認識しているつもりではございます。

議 長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 41人の方が1年程度で入所が望ましいと。私はその1年というのに驚いているのですが、平均で今、どれぐらひの待機期間となっているのでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 待機期間につきましては、最新のものを押さえておりませんでした。ただ、この調査に当たりましたは、ぜひ施設に入りたい、特別養護老人ホームに入りたいという方の人数を捉えまして、その中でも在宅で入所を待っている方、その方の人数を捉え、さらにそのうち、早期に入所が必要な方はこのぐらいだろう、そして、その中でも早急に入所が必要な方はこれぐらいだろうということでの実態を捉えております。

以上になります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 早期に入所が必要な方を41人と捉え、第8期では49床の増と、その辺は何となく整合性がとれていると思うかもしれませんが、待機者の多くの皆さんが、多くと考えればこの107人と私は話しているのですが、半数以上の方がもう1年を越えて入所待ちとなる、もう家族構成も変わっていく。

そういった中で、先ほど、在宅を支援するために短期入所とか、あるいはヘルパーの派遣をやるというのですが、在宅で待機している方々というのは、家族がいるからいつでも声をかけられたり、自分が思うように動けないときの対応ができる。ところが、私が言ったように、老老介護になったり、あるいは早期に入所を待たなければいけないという状況の方は、そういった介護補助者もいない家庭なのです。ですから、先ほどお話ししたように、その後の要望とも重なるのですが、そういった方々はもう少し軽減策をとって介助してあげないと、人間らしい生活が困難になっていくのではないかと思います。

施設をこれ以上ふやせない、それが保険料に影響するというのであれば、やはりもっともっと介護サービスの軽減策をとって、充実して利用してもらおうという方法で当面のいでいくということが私は理想だと思うのですが、先ほどの答弁では保険料に影響するからということだったので。保険料に影響しないような方法で支援する、これは国待ちではなくて、国には求めているというのはわかりました。ですが、国待ちではなくて、高齢化が進んでいる自治体とすれば必要な施策だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） 家族での介護が年々難しくなっている、その家族もいっしょらなくて大変な状況であるというのは、そのとおりであると思っております。

そういう中で、先ほど答弁しましたとおり、その方々の対応といたしましては、在宅で生活しているその状況を支えるために、やはり他の介護サービスを利用していただきながら待機していただいております。特別養護老人ホームの整備だけではなくて自宅での生活を基本にして、デイサービスなど通いのサービスを利用していただいたり、施設に宿泊して泊まりのサービスを受けていただいたり、そういうサービスで待機していただいております。

第8期につきましては、特別養護老人ホームの整備のほかに、これらの在宅のサービスを柔軟に組み合わせるサービス提供できる小規模多機能型居宅介護、あるいは看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることとしております。

そして、サービス利用料の軽減につきましては、先ほど紹介したように、給付制限を受けるようなことがあってはならないと思っております。そういう対象となる方をふやさないことが大事であると捉えております。そのために制度の内容について周知に努めておりますし、独自のサービスの利用料の軽減につきましては、繰り返しになりますが、独自でそれを定めることにつきましては、なかなか介護保険料に影響もしてきますので、難しいことと捉えております。

議長（小野寺道雄君） 通告時間に達しましたので、藤野秋男君の質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前11時8分

再開 午前11時9分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、金野盛志君の質問を許します。

金野盛志君の質問は30分で、一問一答方式です。

12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） 通告に従い質問を行います。

いわゆる新処理施設についてお伺いをいたします。

先ほど、藤野議員の質問に対して答弁もありましたけれども、今まで多くの説明会が開催され、現在は最終候補地を中心に説明会が行われております。

この施設整備については、弥栄地区、あるいは千厩地区が候補地となっておりますが、今後その候補地が最終的に、その場所だよということが決定するには環境アセスとか、さまざまなことがあるでしょうけれども、どのような手順で、そのスケジュールがいつごろ決定するのか、それについてお伺いをいたします。

特に、6月下旬に千厩地区であった最終処分場の説明会には、今までにないくらいの、会場が満杯になる、椅子が足りないくらいの市民の方々の参加がありました。このように、急にふえた参加者に対して、その要因を何と捉えているかお伺いをいたします。

また、参加者からは、多くの意見や質問が出されました。特に最終処分場のことで申しますと、最終処分場の必要性は認めている、それは必要だと。ただ、比較的人家、あるいは国道284号からそんなに離れていないところ、そして、周辺には岩手県立千厩高等学校があるというようなこと、そういう環境的見地から、この建設予定地にももちろん賛成の方もありましたけれども、否定的な意見もありました。こうした意見に対して今後どのように対応していくのか伺います。

また、説明会については、先ほどから答弁にもあるように、過去数回やっているのです。ところが、初めて聞いた、知らなかったと、市広報と一緒に一関地区広域行政組合からのリーフレットも出されているということは私は承知していますけれども、なかなかそれが市民の方々には届いていない。今、改めてそういうものが周辺にできるということを知ったということが話されております。

この周知が届かないということ、各戸に広域行政組合からの広報が届いているので、これ以上の方法は私はないと思いますけれども、今後こうしたことに対しての周知について、どのように対応するのか伺います。

壇上からは以上とさせていただきます。

議長（小野寺道雄君） 金野盛志君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

新処理施設及び新最終処分場の施設整備の進め方についてでございますが、現在、両施設とも土地所有者の皆様から土地への立ち入りの承諾をいただきまして、建設候補地周辺の自治会説明会を行った上で、建設候補地の地形測量、あるいは地質調査を行っているところであります。

今後の進め方につきましては、これまでの説明会や組合の広報でお知らせしているとおおり、新

処理施設については今月、環境影響評価に着手したほか、本年度は地形測量や地質調査、施設整備基本計画の策定を進めることとしております。令和4年度に用地測量と造成設計を行いまして、令和5年度に用地の取得と造成工事というスケジュールを考えているところであります。その後、令和6年度から建設工事を行い、令和9年度中の稼働開始を目指しているところであります。

また、新最終処分場につきましては、地形測量と地質調査の結果を踏まえまして、本年度は基本設計と生活環境影響調査を行い、令和4年度に用地測量を行った上で事業範囲を定め、令和5年度に実施設計と用地の取得というスケジュールを考えております。その後、令和6年度から建設工事を行いまして、令和8年度中の稼働開始を目指しているところであります。

ただし、このスケジュールは、土地所有者の皆様の同意や地域の皆様の御理解をいただくことを前提とした現時点での組合としてのスケジュールでございます。事業を進める上では、社会情勢の変化、あるいは地域の皆様の御理解など、さまざまな要素がございますことから、今後も説明を尽くしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設整備事業に関する周知についてのお尋ねがございました。

当組合では、これまで候補地の選定経過や施設整備検討委員会の検討経過について、組合広報でのお知らせや住民説明会などで説明を行って、住民説明会などでいただいた御意見を施設整備基本計画に反映させながら検討を進めてきたところでございます。具体的には、施設整備の検討経過などをお知らせする組合広報は令和元年11月から始まりまして、令和3年6月までに計7回発行しております。一関市と平泉町の全戸に配布をしているものであります。また、一関市、平泉町の住民の方、それからどなたでも参加できる住民説明会は、第1回から第5回まで43会場で開催してきたところであります。このほかにも検討状況について、組合ホームページでも公表をしているところであります。

このように、周知に努めてきたつもりでございましたが、6月27日に開催した千厩地区の説明会において、候補地を千厩町千厩字北ノ沢ほかに絞り込んだことや住民説明会を開催していることを知らなかったなどの御意見を複数の参加者からいただいたところございまして、組合としては、廃棄物処理や廃棄物処理施設の整備について、住民の皆様には御理解を深めていただく機会の周知にさらに努めていかなければならないと改めて感じたところでございます。

そのため、千厩地区につきましては、千厩地区の自治会長の方々に改めてこれまでの経過を含め施設整備についての説明を行うこととし、その際に希望する自治会に対しては、個別に施設整備に関する説明会や廃棄物処理施設の見学会などを行うことを案内することと考えております。

組合では、今後もさまざまな工夫をしながら廃棄物処理についての関心を高め、理解を深める機会をふやして、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

議 長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） それでは、再質問いたします。いわゆる最終処分場を設ける場合に、集落といますか、人家、あるいは学校との距離、そうしたものは定まっていないのですか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 廃棄物処理施設を整備するときの周辺の人家であるとか学校であるとか、そういった距離は定まっておられません。

議 長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） それは以前からですか。私は、以前はそうしたものがあっただいように理解しておりますけれども、それはいつからですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 旧建設省時代に、廃棄物処理施設を整備する場合には、その周辺500メートル以内にそういった施設がないことというようなことがありましたけれども、既にその通達については廃止されております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） それはなぜ廃止になったのですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 廃棄物処理施設の処理技術とかそういったものが向上して、その安全性が高まったということではないかと想像しております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） 先ほども言いましたように、こんなに近くに建てていいのか、つくっていいのかという質問があります。事務局長が今答弁したようなことが説明会の際に、以前はこういう決まりがあったのだけれども、処理の技術が向上したので今はそういうものではないですよという説明を私は聞いたことがないのですけれども、そうしたこともやはり説明していかなければだめではないですか。それについてはどのように考えますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 説明会の中では、専門家からのいろいろな説明などもいただいて、安全性については説明をさせていただいたつもりではあるのですけれども、まだ参加者の皆さんにしっかりと届いていないというところがあると思っておりますので、しっかりと今後もその部分は強調して説明をしてまいりたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） その辺をそういう施設なのですよという説明をしていかないと、従来の大東清掃センターとか一関清掃センターの焼却施設、あるいは東山清掃センター、舞川清掃センターの最終処分場をつくる時はそういう対応ではなかったのです。あそこはあのような山の中につくって、今はこうだということを不審に思っています。そこをしっかりと説明していかなければならないと私は思います。

それから、最終処分場の施設整備、焼却場もそうですけれども、先ほど藤野議員が質問したように、やはりこのごみ問題というのは並行して市民運動として捉えて、やはり減らすという努力が説明会の中でも私はないと思っているのです。例えば、しっかりと分別する、だけれども、こういう焼却方式をとったから焼却灰は発生しますよという、そういうストーリーでないと、やはり理解はなかなか難しいと思います。

藤野議員が質問したのもそうです。市民全体に対してある程度、ここはこういうように処理してくださいということ、そこの視点が私は欠けているように思うのですけれども、これから説明会に当たって、何もそこに新しいものをつくれと言っているわけではないです、処理するために。それでなくてもできることというのはあるのではないですか、それを徹底してやるという考えはないでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 減量化への取り組みにつきましては当然重要であると捉えてございます。

今、施設整備検討委員会の中身について検討しているわけですが、今後、分別とか、そちらのほうの部分についても検討を進めていくということになりますので、その中で減量化という

部分についても検討ができると思っておりますので、そういった検討状況なども住民説明会の中で説明をして理解をいただくような説明を尽くしていきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） やはり、ごみを減らすということは私は本当に重要な視点だと思うのです。その中に広域行政組合のリーフレット、ごみの分け方、出し方、こういうものを見ますと、この中にも可燃ごみとプラスチックごみというのは分かれています。ところが、本当に出されるときはそういうものが分かれて出てきていますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 当然プラスチック製容器包装については資源物ということで排出していただいておりますし、それ以外の部分については燃やすごみということになりますけれども、いずれ、そのような形で市民の皆様には分別の協力をいただいているというところではありますが、組成分析等をしますとプラスチックごみ、あるいは紙ごみのほうが大半を占めておりまして、そこには多くまだ含んでいるというようには思っております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） 私も自分の家のところの集積所を見ますと、プラスチックごみというのはほとんど可燃ごみとして出しているのではないかとこのように見えます、実際問題。ここは本当に真剣になって取り組んでいただかないと、私はごみが減らないと思うのです。可燃ごみの中にビンとか、そういうものが入っていれば黄色い紙が張られます。可燃ごみの中にプラスチックごみが入ったときはどういう扱いですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 可燃ごみの中にプラスチックごみが混入している場合に、汚れたプラスチックごみについては可燃ごみのほうに排出していただきますし、きれいなプラスチックごみについては資源物として出していただきますので、収集業者の作業員の方が外観から見て、汚れている、汚れていないというのは、瞬時に、作業中でありますので取りこぼしというか、そういうのはあるかと思えますけれども、いずれ汚れていないものが混入しているようなもの、あるいは缶とかビンとか入っているようなものについては、先ほどお話しされたように、イエローカードを張って収集所に置いてくるというような形になります。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） もちろん、広域行政組合から発行しているごみの集め方のリーフレットのとおりで私は思います。ただ、ここをしっかりと対応することによって、プラスチックごみの扱いをどうするかによって、出てくるごみの量、そして、それが最終的には最終処分場の容量にも影響してくると思います。市役所の中ではしっかりとプラスチックとか可燃とかと分かれていますよね、見ますと。私も、普通のごみ集積所もやはりそういう取り組みをしていかないと、市民運動全体としてやっていかないと、負荷がかからないと言うかもしれませんが、そういうところだけにしわ寄せがいくような形になっては困るというように思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、6月末に説明会があったときに、賛否の意見を述べる方々が対立するような図式になってはいけないと私は思っているのです。やはり、すぐ賛成なのか反対なのかというような話も出ますよね。

私は過去の経験というか、私の近くの大東清掃センターを建設の際に、一人一人から同意書を

とった。踏み絵みたいなものですね、そうした経緯があるのです。私はそういうことをやってはだめだと思っています。

先ほど市長からも答弁があったのですけれども、地域の理解を得てというお話がありましたけれども、地域の理解を得たという判断、これは難しいでしょうけれども、どのように捉えていくのかお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 金野議員が先ほどからおっしゃっているように、この問題はその特定の候補地になっている地域だけに限定した問題ではないと思っています。あえて地域ということであれば、一関市と平泉町、構成市町のエリア全体という捉え方をすべきだと思います。そして、その御理解をいただくためには、やはり説明会を個別にやっていくことも必要ですし、いろいろな広報媒体を使って理解を深めていただくような努力も必要です。それとともに、やはり組合側と住民をつなぐ役割をしていただく、要するに行政と市民、町民の間を取り持つていただくような役割を果たす立場の方々もいらっしゃるわけです。その方々にも御協力をいただきながら、全体に広げていく必要があるだろうと思います。

プラスチックごみの問題も出ましたけれども、いずれ、これから一関市が何のためにSDGsに手を挙げたかというのは、まさにそこにかかっていくわけでございまして、一つのごみについて言えば、燃やすごみという捉え方をもうちょっと進化させて、燃やさざるを得ないごみという意識を強く持たないと、なかなかごみは減らないだろうと思います。

これは簡単に燃やすごみだ、燃やすごみだということではなくて、どうしても燃やさざるを得ないというものを燃やすと、そのようにすればごみは減ります。これは意識の持ちようです。御家庭での意識改革からやっていかないとだめだと思います。これは市民運動以上に、住民のお一人お一人の意識を、どう今までの自分たちが生きてきた生活環境の中で新しい物差しを当てはめて日常生活の中にそれを取り入れてやっていくか、そこまでの覚悟を決めてやっていかなければだめだなどと思っています。

そういうことと、それから食品残渣のこともそうです。塩分が入っていますので、焼却した後の焼却灰も塩分が入っているか入っていないかで再利用できるかどうかが決まってきます。ですから、徹底的に再利用するというのであれば、家庭から出す段階である程度、全てのものはそこで問題を解決しておく必要がある。そのためには、やはり意識の持ちようです。大人も子供も含めてです。ですから、エリア全体で取りかかる問題だろうと思っています。

これはそう簡単に物事が動いていくのは難しいのですが、かといって時間をかけていられませんので、早急に取り組んでいく必要があると思います。今はまずは説明会でも理解をいただくための努力を重ねているところでありますけれども、今後、次の段階に進めば、当然住民のお一人お一人の意識の問題に訴えかけていくということも必要になってくると思っています。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） この問題について進める場合に、先ほど管理者から答弁があったとおり、あるいは事務局長からもあったように、これからスケジュールとか手順、そういうものがあるわけですが、やはり理解を得るということが先だ思うのです。測量とかそういうもの、それが既成事実をつくっているのではないかと捉え方をされると大変です、そこは。だから、まずは地域の理解、そこに全力を傾注して、市民が対立することのないようなやり方を期待しまして、私の質問を終わります。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 先ほどの発言の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの旧建設省のごみ焼却場の距離の関係ですけれども、先ほど、私、ごみ焼却場から500メートルというお話をしましたけれども、正しくはごみ焼却場付近300メートル以内に学校、病院、住宅、または公園がないことということでございましたし、最終処分場については最初から規定がないということでございます。

議長（小野寺道雄君） 金野盛志君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千田良一君の質問を許します。

千田良一君の通告時間は30分で、一問一答方式です。

9番、千田良一君。

9番（千田良一君） 9番、千田良一であります。

一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、新ごみ処理施設の整備方針についてであります。

P F I方式、皆さんは御存じであります、説明をさせていただきます。

P F Iは1990年代の初めにイギリスで考案され、そして、日本でも1990年代の末だったと思います、法律も制定して現在進められているというもので、これまでも公的部門による社会資本の整備運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法という説明をされております。

それで、質問に戻ります。

P F I方式を方針案とすることを検討すると住民説明会で説明しておりますが、現時点での調査、研究状況はどのようなものであるのかお示しをお願いいたします。

2つ目であります。太陽光パネル、電子たばこの廃棄処分についてであります。

現在、再生可能エネルギーへの導入取り組みが大々的に促進されており、今後は加速度的に増大していくことと推測されます。既に、使用を終えたパネルが発生してきておりますが、産業廃棄物、一般廃棄物としての区分扱い及び家庭での利用が廃止されたパネルの扱いについて、どう対処するのかお示し願います。

次に、電子たばこであります、喫煙に関し電子たばこがさまざまな手法によりP Rされております。その廃棄処理はどのようなものなのか、それについてお示しをいただきます。

以上、大きく分けて2つについて質問をいたしました。

御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 千田良一君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 千田良一議員の質問にお答えいたします。

まず、P F I導入可能性調査についてのお尋ねがございました。

一般廃棄物処理施設は、施設を整備してから廃止するまでの間、建設費のほか施設や設備の維持補修費、運転管理費に多額の費用が見込まれるところであります。そのため、どのような事業

方式で廃棄物処理を行うことが最適かを判断するため、施設整備の計画段階で調査を行って、あらかじめ方向づけをすることが一般的な手順となっているところであります。

事業方式の形態といたしましては、民間の資金や経営能力、技術力を活用して公共施設の建設や更新、維持管理、運営を行うPFIという方式のほか、市町村や一部事務組合などが資金を調達して民間が施設の建設から運営までを行うDBOという方式など、さまざまな方式がございます。組合では、これらの事業方式のうち、どの方式が最適かを判断するために、業務委託によりまして、PFI導入可能性調査を実施しているところであります。

この調査では、主要設備などの基本条件を設定した上で、焼却炉メーカーに意向調査を行います。基本条件につきましては、現在、施設整備検討委員会において検討している段階であり、この秋までには条件を取りまとめる予定でございます。

事業方式の決定に当たっては、6種類ほどの事業方式について、その効率性や経済性といった観点から、施設の建設や維持管理、運営の面で利点や課題を整理をして、安定的で継続的な事業運営について総合的に勘案して比較評価することとしておりますが、この調査は必ずしもPFI方式やDBO方式の導入を前提としたものではなく、導入の可能性を調査するものでございます。

なお、施設整備の財源として見込んでいる循環型社会形成推進交付金は、PFI導入可能性調査を行うことが要件とされているところでございます。

次に、太陽光パネルと電子たばこの廃棄処分についてのお尋ねがございました。

まず、太陽光パネルの処分方法についてでございますが、廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法と呼んでおりますが、この廃棄物処理法において産業廃棄物と一般廃棄物とに区分され、それぞれの処分経路で処分することと定められております。

産業廃棄物と一般廃棄物の区分について大まかに申し上げますと、産業廃棄物は、事業所や団体の事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、国が定めた20種類のものを言います。一般廃棄物は、この産業廃棄物以外のものを言います。

お尋ねの太陽光パネルについて見ますと、一般家庭に設置された太陽光パネルの解体、撤去、これを解体業者や取り扱い業者に発注して処分をする場合には、業者が排出者となりますことから、産業廃棄物として処理されることになります。

また、解体業者などに発注せず個人で解体や撤去をして廃棄するという場合には、廃棄物処理法上は一般廃棄物として処分することとなります。しかし、太陽光パネルには、鉛であるとかセレン、カドミウムなどの有害物質を含んでいることが多く、当組合ではこれらを処理できないため、販売店や専門業者に相談して処理をしていただくよう案内をしており、これまで一般廃棄物として処理はしていないところであります。

太陽光パネルの解体や撤去に伴う処分方法については、販売店や専門業者に相談していただくよう、組合ホームページやごみ分別アプリ、あるいは広報など、機会を捉えて周知に努めてまいります。

次に、電子たばこの処分方法についてでございます。

現在、国内で販売されている電子たばこは、本体の内部に充電式電池のリチウムイオン電池が内蔵されておりまして、発火するおそれがございますことから、当組合ではこれの受け入れをしていないところであります。そのため、電子たばこを処分するには、販売店へお問い合わせをいただくか、回収している店舗へ持ち込んでいただくこととなります。

国では、販売メーカーを主体とした加熱式喫煙用具の回収と、それからリサイクルの取り組み

を促進していくこととしておりまして、今後は販売メーカーによる店舗回収がふえていくものと捉えております。

日本たばこ協会などが実施しているリサイクル事業の回収店舗は、本年3月現在で全国に1,221店舗あるとされております。当組合管内では一関市花泉町に1店舗あることになっております。また、近隣では奥州市には2店舗、栗原市に1店舗、登米市に1店舗があるところでございます。

当組合では日本たばこ協会に対しまして、組合管内の回収店舗をふやしていただくよう要請をし、協会からは、回収店舗の見直しの際の参考とするとの回答をいただいているところでございます。

また、リチウムイオン電池を初めとする充電式電池の適正な処分方法について、組合ホームページやごみ分別アプリに掲載をして、住民の皆様への一層の周知に努めてまいりたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9番（千田良一君） PFIについてであります。ただいまの答弁では、検討委員会のほうで導入の可能性を見ているのだということでありました。そして、6つの方式があって、それについても検討しているということですが、これは参考書などを見ても、BTO初めDBOまで6つ例示されておりましたが、今回のこのごみ処理施設については、特にこのあたりが一関市、平泉町をエリアとするこの広域行政組合の業務の中でふさわしいものかというような、そのような議論といたしますか、そういうことについてはなっておりますか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） PFI導入可能性調査につきましては、これからということになりますので、今、その投げかけるための基本条件とか、そういったものを施設整備検討委員会のほうで整備させていただいているという状況ですので、これがというようなもので検討を進めているということではございません。

ちなみに、6つの方式のうち、これまでの事業方式の全国的な導入の傾向を見ますと、公設公営が、例えば18年度以降であれば30年度までの実績で107件、DBO方式が91件というような形になっておりますけれども、近年の5年間を切り取ってみますとDBOのほうは51件、そして、公設公営が48件ということで、最近はDBOという方式がふえているのかなというところまでは把握しております。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9番（千田良一君） ただいまの答弁をいただいて、PFIでいろいろな公共施設を整備してきているわけですが、その中で、たしか環境部門というか、清掃、工場関係とか、そういうものの項目もあったと思っております。その部分というのが結構数が多くて、他の分野のものよりも多かったのですが、そうしたところでの採用された方式というのは、今お話しした内容のものと理解してよろしいでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 説明が足りなくてすみません。

エネルギー回収型推進施設に係る事業方式の実績ということで、今申し述べさせていただいたところでは。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） そうすると、ただいま私が今申し上げた、今の話よりももう少し広い部分のことになるかと思いますが、そういうところでの採用方式についての調査などはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） その部分については検討はしてございません。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） これからその可能性について今年度末に向けて検討委員会で行っていくのだというようなことでありました。そうすると、私が考えてきたのと、そこまでいっているかどうかということもちょっと頭をよぎったのですけれども、例えばこの広域行政組合でPFI方式を採用する方向で動いているという理解を私はしているわけですが、それについても、先ほどの話だと導入の可能性についてもということなので、そうすると組合サイドで外部の検討委員会から聞くということではなく、組合の中での話といいますか、検討というのはどのようになっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） あくまでもPFI導入可能性調査なので、組合としてPFI方式などを導入する前提での話ではないところであります。今回、施設整備の財源と見込んでおります循環型社会形成推進交付金、この中でPFI導入可能性調査をなささいということで、これは要件になってございますので、そういったことも対応させていただいているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） そうしますと、あくまでも組合との認識についてお尋ねしていくということになると思います。

まず、先ほどの方式もありました。そして、また、その施設を建設して実際に運用して長い年月を使っていくわけですが、そうしたときに、いろいろな検討する段階で数値が出てくると思います。そうしたときの、例えばVFMというのですか、バリュー・フォー・マネーとかというので、公営でやったのとPFIでやった場合、どのくらいのコストというのが下がるかとか、そういうものについても示されていたのですが、そういういろいろな数値、あるいは実際にランニングしていくときのどのような金利といいますか、そういうものなどについてもいろいろな数値が出てきておりました。そういう数値というのは、組合ではこれからの話だと思いますが、そういうものを判断するこちらでの資料というか、そういうものというものはお持ちなのであるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） まず、PFI導入可能性調査の進め方ですけれども、公設公営を基本としまして、先ほど議員がおっしゃったVFM、バリュー・フォー・マネーというような指標で公設公営と比べて、どれくらいの運営費ですとか建設費ですとか、そういうトータル、大体15年から20年ぐらいの建設費から、維持費から管理運営費までというようなものをそれぞれ価値を比べまして、それでどのような方法が当組合の廃棄物処理施設の運営方式としてふさわしいかというところをPFI導入可能性調査で判断して決めていこうというところまでが施設整備検討委員会で決めたということになっておりますので、今議員がおっしゃった具体的な数字というのはまだ持ち合わせていないところでございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） そうしますと、今のお話にもあったのですが、15年から20年の長い期間にわたっての建設とランニングということですが、行政、あるいは管理運営を行う会社、そして地域住民の人たちがみんないい状態だということであればこれはよろしいかと思うのですけれども、実際に今いろいろPFIを見ていったときに、20年以上もたっていることから、いろいろなことも出てきて、それについても政府も検討しながら改善点を見出そうとしているというようなことも理解しております。そして、そうしたものをしているときに、今、長期間の話、ライフサイクルコストですよね、長期間にわたるお金がどのようにかかるかというようなことで、PFI方式のほうが直営でやったときよりもトータルとして高上がりになると、そのような指摘もありますが、それについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） PFI方式が直営より高上がりになるというようなお話でございますけれども、まさにPFI導入可能性調査の中で比較できるような資料を調査していただくという、委託によって調査をするという形になりますので、その中でそういう判断ができていくのかと思いますので、今時点ではまだその手前にいるというような状況でありますので、よろしく願います。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） そうすると、なかなか私の話が進まないところもありますが、わかりました。それでは、もっと漠然とした話になっていくということがありますので、それは御勘弁いただきたいと思えます。

民間の資金を導入していくという場合には、公的な資金の金利と比較した場合に民間金利のほうが高い、そうすれば当然PFI方式でやっていくときには高い金利のものになってしまうというようなことがあります、その理解では同じでありますか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 先ほど、公設公営よりもPFIのほうが高上がりになるのではないかというお話でしたが、先ほど事務局長がお答えしましたとおり、まだ調査を進めておりませんので、はっきりしたことはわからないのですけれども、一般的には今おっしゃった資金の調達段階での金利の関係ですとか、それから公設公営となりますと、公共で資金を調達するとなりますと、例えば地方交付税で財政措置があるというようなことも恐らく考慮されるのだろうと思えます。そういったことを比べまして、公設公営と比べてPFIはどうか、あるいはDBOという方式はどうかというようなところを指標で数値化して判断できるように調査をまとめていくというような形になります。よろしく願います。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） そうすると、現在の導入の可能性の検討委員会での議論をいろいろ期待するところでもあります。

ただ、最後にちょっとお話しさせていただきたいのですが、先ほど申し上げましたように、民間も適度な利益を上げると、そういうことで、みんながよければいいというのが本来のPFIを政府が進めている趣旨だと思います。

そうしたときに、私は最近の状況を見たときに、非正規労働者の問題とかそういうものになったときに、あるいは日本の経済のことを考えたときに、やはり株主の方々が随分強くなっているというようなことを考えて、そしてまた、今回そのように大きな規模、専門的な規模の施設であ

れば、やはりそれなりの業者が関与してくると思います。そういうことを考えたときに、やはり片方では多くの利益を上げなければならない、ところが、それを負担していくのは住民だというような、そのような構図になると思います。そうしたことから、検討する段階では、先ほど来の議論にもありましたが、住民を中心においての議論といいますか、そういうものを検討されることをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 千田良一君の質問を終わります。

午後1時15分まで休憩します。

休憩 午後0時9分

再開 午後1時15分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 11番、那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

今度、新しく建設されるごみ焼却炉にごみ発電が計画されていることに驚いて質問します。

今、何が世の中の一番の関心事かと言いますと、新型コロナウイルス感染症と脱炭素化ではないでしょうか。

ある日の日本経済新聞などは、この2つの記事が紙面のほとんどでした。

最近の紙面も、東京オリンピックを除けば、ここ何日かの新型コロナウイルス感染症の感染者数と、きのうの台風ではないでしょうか。観測史上初めて東から来て宮城県に上陸したと言われています。これも温暖化、温室効果ガスの影響でしょうか。

数年前、岩手県大船渡市に上陸し、沿岸部を北上し、岩泉町を中心に甚大な被害をもたらした台風もありました。昨年末から続いた大雪もそうです。身近に私たちが感じるものもそうですが、世界的にも大雪、大雨、異常乾燥等、枚挙にいとまがありません。

政策的にも、アメリカのバイデン大統領もパリ協定に戻り、あまり仲のよくない中国やロシアともこの問題では話し合っていると言っています。日本の菅総理大臣もこれらの流れを受け、2030年代、2050年代と先の話として、二酸化炭素の削減を2030年代46%、50年代、温室効果ガスゼロと約束をしています。

この中で一番の大きな問題は火力発電所、中でも石炭火力発電をやめて再生可能エネルギーを大幅に伸ばし脱炭素化を図れば、国際的約束は達成できると考えているようです。中でも、石炭火力発電については、新設どころか、既存の発電所にも金融機関も融資をしないと、産業界でも使う電気を再生エネルギーで発電した電気を使って製品をつくるという方向に来ていると言われています。

このような世の中の流れの一部ですが、ごみ発電は日本の法律の範囲内とは言え、世の中に大きくそぐわないものではないでしょうか。直接的には、ごみ焼却には二酸化炭素だけではなく、さまざまな化学物質が出ると言われています。

先日の新聞に、一面を使って、たばこは吸うとき、1,000種類以上の化学物質が出るとありました。熱電子の加熱たばこでさえも100種類以上も出るとか、ごみはその比ではないと思います。何しろ、ごみの焼却炉は千数百度という中で化学反応するわけですから、我々の想像以上の化学

物質が環境に出ていると思わなくてはなりません。

また、費用対効果の面があります。どのぐらいの費用で発電設備を設置するか知りませんが、設置費用さえ電気代では稼げないのではないかと危惧するものです。

ごみの減量、資源化を促進せざるを得ない時代に逆行するものではないかと思うのです。ごみ発電の構想をやめ、ごみ減量、分別の促進、資源化を図る考えはないかお尋ねしたいと思います。

次に、ごみ問題の構想についてお尋ねします。

ごみ問題を住民側から見て一番しっくり来ないのが、ごみ関係について、ここまでが一関市、平泉町の自治体、ここからが広域行政組合と分かれることではないでしょうか。家庭の発生時点から処理まで一貫してごみ処理を行っていく、ごみだけでも流れを見ますとそのようですが、その扱い方が違うと感じるのではないのでしょうか。

行政から見ますと首長が名前を変えて管理者、副管理者となり対応するのであまり感じないと思うのですが、住民代表の議員から見れば、広域行政組合の議員にならないとごみ問題に一貫して取り組めない、仮になってもここまでは自治体、これからが行政組合とされ、身近な、むしろどこの自治体でも重要なごみ問題が中途半端になるのではないかと懸念するものです。近い将来的に介護問題はともかく、ごみ問題は消防のようにどこかの自治体で受けてもらい、一貫して取り組む方向ができないものかお尋ねするものです。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

廃棄物の焼却により発生した熱エネルギーを利用した発電についてでございますが、廃棄物は分別により資源化を図っても、なお燃やさざるを得ない廃棄物は発生いたします。これらの廃棄物を焼却して、発生する熱エネルギーを有効活用する発電、いわゆるごみ発電と言いますが、これは化石燃料の使用を減らし、ひいては二酸化炭素の排出抑制につながるとされているところであり、このことは地球温暖化対策にも有効であることから、国は温暖化対策を推進するため、効率のよいごみ発電施設の整備に対して補助率のかさ上げによって積極的な支援を行っており、ごみ発電は現在では一般的に行われるようになってきた取り組みであると思っております。

発電設備を導入することによる費用対効果の考え方についてでございますが、発電設備のある施設と発電設備のない施設との比較で申し上げたいと思っております。

廃棄物の焼却により発生する排出ガスは、ダイオキシン類の合成を抑制するために急速に冷却をする工程を設けることとされているわけでございます。この排出ガスの急速冷却は、発電設備、またはガス冷却設備のいずれかによって行って、発電設備のない施設では、ガス冷却設備を設置することとなります。

費用は、一般的に建設費では発電設備のある施設のほうが5億円ほど高くなります。施設を使用する20年間の維持費、これはほぼ変わらないと言われていたところでございます。建設費と20年間の維持費を全体で比較すると発電設備のある施設のほうが高くなります。しかし、発電設備のある施設では、発電した電気を敷地内の施設や他の用途に有効利用することで電力会社から供給を受ける電力の量を減らすことができます。

仮に発電量を年間実稼働日数を280日とした場合に、1年間の発電量は約1,097万キロワットア

ワーとなります。現在の東北電力の高圧電力の電力量料金単価で試算した場合には、1年間で1億5,000万円程度、20年間で30億円程度の節減につながる事となります。その分、化石燃料の使用も減りまして、環境への影響も減らすことが可能になると考えております。これらのことから、廃棄物の焼却による熱エネルギーを利用した発電は、導入すべきであると考えているところでございます。

次に、廃棄物処理における構成市町と当組合の事務分担についてでございますが、ごみを減らすために最も重要な取り組みというものは、まず1つは、ごみになるものはできるだけ買わない、使わないという発生を抑制するリデュースというもの、2つ目は、使い捨てにせずできるだけ繰り返し使って再利用するリユース、3つ目は、できるだけ分別して再生して利用するリサイクル、いわゆる3Rの定着そのものであると考えております。

現在、この3Rを定着させる取り組みは構成市町の役割としているところでございまして、当組合が提供するごみの処理量の推移や組成分析、これはごみの組成を分析する調査でございますが、これらの結果などの情報を構成市町ではごみ減量化の取り組みに活用しているところであります。

廃棄物を処理する体制についてでございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法において、家庭や事業所から排出される一般廃棄物処理の事務、これは市町村の責務と定められているところであります。

一関市及び平泉町では、一般廃棄物処理事務のうち、収集、運搬、中間処理、埋め立て処分などのほか、一般廃棄物処理計画の策定や一般廃棄物処理業の許可事務などについては、効率化を図るために地方自治法の規定に基づいて一部事務組合である当組合を設置して共同処理をしているところであり、これ以外の事務は共同処理をせず、それぞれの自治体で取り組んでいるところでございます。

一方で、一関市が平泉町に、あるいは平泉町が一関市に一般廃棄物処理の事務の一切を委託するという事に関しては、委託された隣の自治体が先に述べた事務のほかに、例えばごみ集積所の指定でありますとか、廃棄物の減量化の取り組みでありますとか、不法投棄や苦情の対応といった住民生活に密接にかかわる事務を行うということになります。このような体制で一般廃棄物処理の事務を行うことは効率が非常に悪いばかりでなく、基礎的自治体のあり方として適切ではないという認識でございます。したがって、廃棄物処理に関する事務について、構成市町と当組合との事務分担を見直す考えはございません。以上のとおりでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） ごみ発電の問題ですけれども、値段が改めて示されたのですけれども、5億円程度が増加、投資するという事ですが、その発電規模自体が、先ほどの藤野議員に対しての分は1,630キロワットアワーぐらいの発電能力ということによろしいですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 発電設備につきましては、おっしゃるとおり、1,633キロワットということで、発電出力でありますけれども、そのとおりになってございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） そうしますと、年間1億5,000万円ぐらい売り上げが出るという話ですけれども、これはフルに発電、つまり280日という話がありましたけれども、280日フルに発電してこのぐらいになると試算されたものですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 先ほど答弁でお話しさせていただいたとおり、稼働日数が280日ということで24時間フル稼働でということでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） それは休みを計算しないで280日通してやるということで、例えば今、一関市のごみの量を計算しますと、大体7日間やったら1日か2日休んで、またためてまたやっていくという考え方はないのですか。それとも、ずっと点検まで続けてそのようにやっていくという考えですか。休みとか何かの可能性についてお尋ねします。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） ごみ処理施設の稼働日数については、365日のうち280日を稼働するというように見込んだ施設の規模というように考えております。

それから、発電でそれを連続運転するかどうかということについては、点検しながらやっていますので、連続運転してごみを処理すると、それで休炉にして点検する、これを繰り返していくわけです。それを年間トータルしますと280日というような計算でございます。

それから、発電につきましては280日で、通して発電するということになりますけれども、それはごみの量には関係しないというわけではないのですけれども、発電機の発電する容量がございまして、ごみの量がふえたから発電量がふえるとか、少ないから減ったとかということではなくて、そういう定格的な容量で発電するという考えに基づいて算出したものでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） まず、午前中からの答弁をお聞きしていますと、全く都合のいい机上論の答弁だと思うのです。

このような事業というのは順調に発電なんかできるものではありません。

まず、第1番目に、先ほど管理者が言いましたけれども、このままの状態でも20年間ずっとやるものですか。ごみの減量化を図り、そして資源化を図り、生ごみとかプラスチックごみを外していく、そうしたときはどんどんごみが減るのではないですか。

それから人口減少ですね、前のどこかの議会で話がありましたけれども、平泉町を混ぜて13万人ぐらいあるのでしょうか、その人口がどんどん減っていけばごみの量が減る、こういうことを考えないでこういう試算をしたものですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） その発電出力の関係につきましては、ごみの減量化が進んだ状態のことも考慮した上での発言をしているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） ごみの減量化というのは、年間2%とか何とかという話があったことがありますけれども、しかし、それどころではないごみ減量化が図れると思うのです。図っていかねばならないと思うのです。

先ほど生ごみの話も出てきましたけれども、生ごみの量は全体の30%から40%もあるという話でした。それが新たに処理する方法を考えればそれがそっくり減ってしまう。それからプラスチックごみも20%から30%ある。それを資源化なり別枠に捉えていけば大幅に減る、まだ稼働するまで約10年近くかかるわけですね。それからあと20年間考えるという話でしたけれども、その間世の中がどのように変わるか、そういうことを考えてみましたか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 先ほど生ごみの割合が30%から60%ぐらいだというようなお話があったのですが、組成分析をしますと6%程度、1割にも満たないぐらいの割合ということになってございます。

あとは20年間の処理方式、途中で変わる可能性もあるかもしれません。減量化が進んで、その組成分析も変わってくる可能性もありますけれども、この発電出力については、廃棄物の全体をマックスで燃やして発電するのを基礎にしているわけではなくて、ごみの全体の何割かを発電のほうに使うということになってございますので、大きくごみが減量していく場合には若干影響はあるかもしれませんが、安定的に発電出力というのは確保できるような施設を検討しているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） 全く現実的な数字を捉えていません。例えば生ごみの問題、それは生重量でごみを今集めていますけれども、それは乾燥重量の6%ではないですか。私もあるところに視察に行って、うちではそんなにないと言ったら、あちらでは40%近く生ごみがあるという話をされました。それで、もう一度調べてくれと頼んだら、やはり40%近くある自治体がほとんどでした。ですから、その点の部分はどうなのか、もう一度その分はお願いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 確かに6%というのは乾燥重量ということになってございますけれども、だから、生ごみを出していただくときには、乾燥まではいきませんけれども、水を切って出していただくというのが基本だということ呼びかけをしているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） 実際に燃やすときは106トンという計画がありましたけれども、その106トンは生ごみの乾燥重量を計算するのですか、それとも乾燥しない重量で106トンを計算しているのですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 先ほど6%と言っているのは、組成分析をするときには乾燥重量でやっているということで、実際の新処理施設の施設規模を算出するに当たっては、乾燥ではない実際のごみの重量ということになります。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） そうであれば、近い将来、生ごみに対しての対応策を考えてくれば、その分がそっくり30%も40%も106トンから減ってしまうと。そうしますと、実際に106トン燃やして280日運転するのだというのが全く違う計算になってくるというように考えませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） この106トンの規模につきましては、今現在の処理実績をもとにして稼働を開始する予定の令和9年度中を想定しております、その時点での量を基礎にして算定しておりますので、当然内容が変わっていくということであれば若干の変わりはあると思いますけれども、今後、その取り組みによって変わるものというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） その取り組みも政府のほうでは、具体的に2030年代の半ばにはガソリン車まで廃止して、40%、46%の温室効果ガスの削減を図るとまで言っていますね。そういうことを

広域行政組合では考えないで、つくってからずっと20年間も同じようになるというように想定してやっていくのですか。今現在に想定するのに対しては下方修正しなければならない大きな問題ではないですか。そのようなことを内部では検討しないのですか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 議員がおっしゃることもわかります。ただ、廃棄物というのは、毎日、各家庭から、それから私どものほうでは一般廃棄物ですので事業所から排出されるものです。これをきちんと処理するというのが市町村の役割というように廃棄物処理法には規定されておまして、一関市、平泉町では当組合をして廃棄物を共同処理するというように取り決めをして取り組んでいるわけでございます。

そして、施設の規模を決定するときには、今ある廃棄物をどのような方法で、どういう規模で処理するかということはこれまで施設整備検討委員会で検討してまいりまして、その結果については住民説明会でも御説明をし御意見をいただき、議会でも御説明をし御意見もいただいたということで、これまでいろいろ取り組んでまいりました。その結果が今、1日当たり106トンの処理量ということですし、それから焼却方式としたということでございます。

ただ、この方式は、施設の規模を最終的に決める段階になったときに、もう一度どれくらいになるかという発生量を計算し直して、規模については決定するというようにしております。ですから、それまでの間に減量化が進めば、当然106トンではなくて、もう少し小さい規模になりますし、進まなければもうちょっと大きくなるかもしれません。それはこれからの取り組みになるかと思っておりますので、私ども組合としましては、一関市、平泉町と連携しながら減量化に取り組んでいくといった内容になります。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） 途中で検討していくと、それが規模としてももう少し小さくなるというような話をされました。もう少し小さくなるのではなくて、やはり今、構想としてやるのは、大幅な削減が必要だということはどこの自治体でも言われていることです。ここでもそのはずです。

そして、その削減規模です、先ほど生ごみについて言いましたけれども、生ごみの問題、そして紙ごみの問題、プラスチックごみの問題、そういうのは分別して資源化を図っていくということは非常に大切だと思うのです。

そういうことを踏まえれば、発電して燃やす、発電して燃やせば、その効率を上げるためにやはりごみを集めなくてはならない、燃やすごみをやっていくのだというけれども、しかし、紙ごみにしても、地元の会社でもそうですけれども、くず紙と言われる紙も資源化できるように技術は進歩しています。そういうところを使って、できるだけ燃やすごみを減らして二酸化炭素なり温室効果ガスを減らしていくのだと、そのような気持ちがないと、やはりこのような案しか出ないのではないかと思って、非常にその点は心配しているわけです。もちろん、皆さん方がこの席に座っている状態をもっと過ぎてからの話ですけれども、今、構想を練っている段階で非常に今の考え方は残念だと思いますけれども、その点について、もう一度考え直す考えはありませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） ごみの減量化に取り組むのは当然でありますし、大事なことだと思っております。

大幅な削減というようにお話をいただいておりますけれども、私どもの責務としては、排出されたごみを安定的に、そして適正に処理しなければならないということでもありますので、こうい

う予想だから減るのではないかという予想だけでそういう対応はできないというところかと思っております。

発電の関係も、ごみ発電についても、発電が目的というよりは、廃棄物を焼却することによって発生する熱を有効利用するということですので、最近ではそれが当たり前のような形になっているのかなと認識しております。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 何から質問していかかわからないぐらい複雑な答弁をしていただきましたけれども、まず1つ挙げれば、減るのではないかというのではなくて、大幅に減らす努力が一番大切です。そして、それぐらい周りの環境では待っています。

例えば、先ほど言いました紙ごみも、かなりのくず紙を資源化する技術を持っていると言われています。それらをどんどん再分別して出せば燃やすごみは減ります。そして、生ごみもしかりです。プラスチックごみもしかりです。こういう減らす努力が必要だと。そういう中で、燃やすための一つの部分は、私は相入れないのではないかと思うのです。実際に新しい釜を視察した人たちの話をお聞きしますと、新しい釜で燃やすのだということで、ごみを集めているという話も報告されたことがありました。

そのように、発電をすれば環境にはともかくとして、とにかくごみを集めて、できるだけ多く燃やして発電量をふやしていくのだと、このような方向に私はなりかねないのではないかと思うのです。私は、この流れは時代に逆行するものだと思うのです。これをやはり官民挙げて減量化を図っていく、資源化を図っていくと、こういう部分はせつかく行政組合があるのですから、そのようなところは自治体と協力して対応してほしいと私は思っています。幾ら法律では大丈夫だと言っても、そして、いろいろな予算的な措置があっても、これは考え直すということが非常に大切だと思うのですけれども、どうでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 先ほども申し上げましたけれども、当組合としても構成市町と協力しまして、資源化、それからごみの減量化については、これまでも取り組みをさせていただいておりますし、これからもしっかり取り組みをさせていただきたいと思っております。

発電の関係につきましては、発電の出力を確保するためにごみを集めるというようなことは全く考えてございません。ごみを適正に処理する施設を今回整備するのであって、発電するための施設ではございませんので、そこは間違えないようお願いしたいと思います。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） ごみの発電について、従来どおり燃やして蒸気を出して、多分それでタービンを回して発電するのではないかと思うのですけれども、また別の方法があるかもしれないけれども、とにかくごみを燃やして発電するというところに変わらないのですけれども、しかし、今現在、別な仕組みが歩き出しています。水素発電です。そういう部分を含めれば、水素で発電するのだったら、今まで懸念されたように二酸化炭素が多く出るということはありませんし、そして、温室効果ガスもないと。そういうことを考えれば、そういう技術がもう実用化されてきています。そういうことをきちんと捉えて私はやるべきであって、もし、この設備を入れることによって5億円が近い将来無駄になるのではないかと感じて、私はそれも心配しているわけです。そういうような知識とかそのような情報は押さえておられますか。

議 長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 先ほども事務局長がお答え申し上げましたけれども、私どもは発電をするためにごみを焼却処理するのではなくて、ごみを焼却処理する過程の中で発電ができるので、発電して購入する電力量を減らしましょうというような考え方でありますので、発電するためにごみを焼却するというものではございません。

それから、先ほどの答弁でもありましたけれども、焼却処理をしますと排ガスがゆっくり冷える過程でダイオキシンが生成されますので、それをダイオキシンが生成されないように急速に冷却します。ですから、排ガスを冷却する手段としては、発電の装置をつけるか、ガス冷却装置をつけるかということになります。それで、ガス冷却装置をつけただけでは、全くもって購入する電力を減らすことができませんので、私どもは、どうせつけるならば発電設備をつけまして、購入する電力を減らし、CO₂の削減に貢献しようと、そういう施設にしようという考えで整備をしようとするものでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そういう考え方は前回と同じ、ごみ発電でただ燃やさないで少しでも効果的に拾うのだという考え方でやるのですけれども、しかし、今ダイオキシンの話が出てきましたけれども、それはごみ分別過程でダイオキシンが出るようなものは使わない、そして燃やさないように分別していくのだという形を自治体、広域行政組合を挙げてやはり取り組んでいくということで私は多くは防げると思うのですね。

そして、そのように冷やしてダイオキシンを減らしていくのだと言うけれども、やはり燃やすのを少なくすることによって、その設備をやるよりは防げるというように報告を聞いています。そして、ダイオキシンではなくても、低温でもかなりのそういう物質ができます。ダイオキシンは塩素酸部分ですけれども、臭素酸ダイオキシンなども結構出ているという報告を聞いております。

ですから、私は、そういう点はぜひ改善して、新しい技術がもう歩き出していますので、そういうのを行政組合で捉えて対応していく、そうすれば新しく5億円を出して発電設備をやったり、それからどのように燃やすかというような心配をしなくてもいいと思うのですね。そういうことをやはり先駆的に考えると何十年先とか何百年先ではなくて、つい数年先でそういうのを実用化していくのだということを考えてほしいと思ってこの質問を終わります。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） いろいろ排ガス等について御心配されているかと思っておりますけれども、あの大きな焼却施設の約3分の2は公害防止設備ということになっております。その設備によって、排ガスの基準がありますので、それをクリアする形で運営をさせていただいておりますので、いろいろな報告はあるのかもしれませんが、それがどこから出ているのかちょっとわかりませんが、今の処理技術であれば健康であったり環境に十分配慮できる、そういう施設であると認識しております。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君に申し上げますが、質問の内容が繰り返しのようになっておりますので、その辺、留意して質問していただくようお願いいたします。

11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） なかなか、いい答弁が来ないから念を入れて質問しているのですけれども、何度も言いますけれども、公害防止をクリアしているから安全だというのですけれども、私は、ごみ問題で安全だという基準はないと思いますけれども、いつも事務局長は、この間の放射能で

も安全な基準という話をされましたけれども、基準はつくっているかもしれないけれども、どんなに低レベルであっても安全というラインはないのではないかと私は考える、できるだけないほうが良いと思うのです。

次の質問にいきますけれども、広域行政組合、それから自治体で分かれてごみ処理をしていくという不便さが私は行政の中にもあるのではないかと考えて心配しているわけです。ですから、それが便利だという答弁がありましたけれども、しかし、ごみ処理はごみ処理として、私は、原始時代からごみ問題はあったようではありますが、それらを一貫して解決していく、この問題が自治体の責任として必要だと考えていますけれども、その点はどうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） ごみ処理は一貫して行う考えというようにお話ですけれども、一貫しなくても十分対応できているものと思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） 先ほど燃やさなければならぬごみもあるのだと話されましたけれども、燃やさないでごみ処理している自治体は、組んでやっている自治体というよりも、むしろ小さく自分たちの自治体でごみ処理しているというような自治体が多いようです。全部が全部と網羅したわけではありませんが、知っている自治体には、その自治体が独自にごみ発生から処理までやっているのだと、そのような報告や視察報告をお聞きしていますが、やはり私は、ここまでが自治体、ここからが行政組合というように分かれること自体が発展を遅らせているのではないかと思いますけれども、その点はどうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 一部事務組合につきましては、各自自治体の事務を共同で処理をして効率化を図っていくということでありますので、考え方としては全く問題ないと思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） ごみの処理について、これは、きょうだけの話ではありませんけれども、やはり協力してどのように対応していくか、これは大きな課題だと思うのです。これが自治体を越えてやるという部分は、よければいいのですけれども、このようにいろいろな分がなかなか進まない。

私も広域行政組合に入って何年かたちますけれども、話を聞いてみますと、なかなかその点は進展していないようなところがたくさんあります。これはやはり一貫して自治体として責任を持って進めるのだと、大きくても小さくてもやっていくのだと、これが私はごみ処理に対しての前向きな発展につながると思っておりますけれども、ところが行政組合はこの中だけで考えてしまうために、いい形で進んでいないと思っております。ですから、この広域行政組合としてやっているものに対しては便利なものもあるかもしれませんが、ごみ処理はやはり自治体ごとにきちんと一貫して取り組むべきだと考えますけれども、その点はどのように考えませんか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 那須議員がお考えの方法というのも当然あると思っておりますけれども、この一関地区広域行政組合について共同処理して、平泉町、それから一関市と一緒にやってございますので、特に支障はないものと思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） なかなか思うような答弁をいただけませんでしたけれども、私の質問をこ

れで終わります。

どうもありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（小野寺道雄君） 日程第4、報告第1号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について及び日程第5、報告第2号、自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 報告第1号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち一般事務費について、394万9,000円を令和3年度に繰越明許したので、報告するものであります。

次に、報告第2号、自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について、申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償に関し、損害を与えた相手方との和解及び賠償すべき額について、管理者専決条例の規定により専決処分したので、報告するものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） それでは、報告第2号、自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

別紙の専決処分書の1ページをお開き願います。

まず、4の事故の概要についてであります。令和2年11月16日午前10時50分ごろ、一関市役所の駐車場において、介護保険課の職員が公用車で走行中、進行方向右側から進入してきた相手方車両が公用車に衝突し、相手方車両のフロント部分を破損させる損害を与えたものでございます。

5の組合の過失割合は35%、1の損害賠償の額は4万6,102円であります。

なお、この額については、全国市有物件災害共済会の保険により、その全額が補填されるものであります。

また、公用車の修繕料につきましては59万4,000円であります。

2の和解の内容は、組合は相手方の損害賠償金として4万6,102円を支払うこと、本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認すること、今後、本件に関して双方とも裁判上、または裁判外において、一切の異議、請求の申し立てをしないことを誓約することであり、

相手方につきましては3に記載のとおりであり、専決処分の日は令和3年4月5日であります。2ページをお開き願います。

本件は、ただいま説明いたしました事故に起因するものでございます。

まず、4の事故の概要についてでございます。令和2年11月16日午前10時50分ごろ、一関市役所の駐車場において、介護保険課の職員が公用車で走行中、進行方向右側から進入してきた車両が公用車に衝突し、その衝撃で駐車していた相手方車両に公用車が衝突し、相手方車両の左側部分を破損させる損害を与えたものでございます。

5の組合の過失割合は35%で、残りの65%については、最初に公用車に衝突した相手方の過失であり、1の損害賠償の額については19万9,746円でございます。

なお、この額については、全国市有物件災害共済会の保険により、その全額が補填されるものであります。

2の和解の内容は、組合は相手方の損害賠償金として19万9,746円を支払うこと、本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認すること、今後、本件に関して双方とも裁判上、または裁判外において、一切の異議、請求の申し立てをしないことを誓約することであります。

相手方につきましては3に記載のとおりであり、専決処分の日は令和3年4月5日であります。

交通事故防止につきましては、日ごろから職員に対して注意喚起を行ってきたところでありまして、今回の事故は、公用車を運転する際の基本的注意を欠いたことによるものでありまして、今回の事故を受けまして、職員に対して安全運転の徹底、それから事故の未然防止に努めるよう改めて指導したところでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

議長（小野寺道雄君） 報告に対し、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

議長（小野寺道雄君） 日程第6、認定第1号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号、令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 認定第1号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての2件について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

以上であります。

議長（小野寺道雄君） 鈴木会計管理者。

会計管理者（鈴木美智君） 令和2年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要について、総括的な説明を申し上げます。

決算書の2、3ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表であります。

表の左から4列目の収入済額、2つ飛びまして支出済額、さらに2つ飛びまして右端の収入支出差引額の欄で説明いたします。

初めに、一般会計について申し上げます。

収入済額25億4,056万2,685円、支出済額24億1,574万3,734円で、収入支出差引額は1億2,481

万8,951円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、介護保険特別会計事業勘定であります。収入済額162億796万6,042円、支出済額159億8,445万2,133円、収入支出差引額は2億2,351万3,909円であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります。収入済額3,440万7,569円、支出済額3,394万136円、収入支出差引額は46万7,433円あります。

なお、実質収支額についてであります。ただいま申し上げました各会計の収入支出差引額から令和3年度に繰り越す事業の財源の額、これを差し引いた額が実質収支額となります。

一般会計において繰越事業がございますので、説明を申し上げます。

34ページをお開き願います。

一般会計の実質収支に関する調書であります。

調書は千円単位となっております。

表の区分、4、翌年度へ繰り越すべき財源の欄をごらん願います。

(2) 繰越明許費繰越額394万9,000円となっております。したがって、実質収支額は1億2,087万円となります。

他の会計には繰越事業がございませんので、先ほど申し上げました各会計の収入支出差引額が実質収支額となります。

以上で決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしくお願いたします。

議 長 (小野寺道雄君) 村上事務局長。

事務局長 (村上秀昭君) それでは、令和2年度一関地区広域行政組合決算の概要につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により、一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

まず、一般会計の決算について説明を申し上げます。

決算額は、四捨五入による千円単位で申し上げます。

(3) の歳入決算につきましては、1の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は20億7,277万1,000円、前年度比で1,725万9,000円の増であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、3ページの(5)に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が19億3,427万8,000円、構成比は93.3%、平泉町が1億3,849万3,000円、構成比は6.7%であります。

2ページにお戻り願います。

2の使用料及び手数料について、使用料は、清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機などの敷地料、手数料は、一般廃棄物処理業などの許可申請手数料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料であり、決算額は1億8,159万5,000円、前年度比で1,280万3,000円の減であります。

飛びまして、8の諸収入は、清掃センターにおけるアルミ、スチール、紙、ペットボトルなどの資源物などの売り払い金などであり、決算額は4,831万9,000円、前年度比で5,455万2,000円の減であり、そのほとんどが牧草ペレット定量供給装置を撤去した廃棄物処理事業収入分であります。

3ページとなりますが、(4)の歳出決算につきましては、1の議会費は、組合議会議員報酬

のほか、会議録作成などの議会事務に要する経費であり、決算額は110万2,000円、前年度比で41万6,000円の減であります。

主要な事業につきましては9ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2の総務費は、主に組合広報の発行やホームページ管理など、組合運営に要する経費のほか、財政調整基金への積み立てをしたものであり、決算額は1億7,399万9,000円、前年度比で3,114万円の増であります。

主要な事業につきましては10ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、財政調整基金の年度末現在高につきましては、後ほど財産に関する調書の説明において説明をいたします。

3の衛生費は、火葬、ごみ処理、し尿処理に要する経費で、決算額は21億7,734万7,000円、前年度比で6,840万8,000円の減であります。

4の公債費の決算額は6,329万6,000円、前年度比で1,000円の増であります。

4ページをお開き願います。

(6)のア、目的別地方債残高について、令和2年度末残高は1億242万3,000円であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定の決算について、説明を申し上げます。

5ページとなりますが、(2)の歳入決算につきましては、1の保険料は、決算額は29億3,280万3,000円、前年度比で6,646万円の減であります。

2の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は24億5,576万7,000円、前年度比で1億4,224万円の増であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、6ページの(4)に記載のとおりでありまして、合計額で申し上げますが、一関市が23億1,483万1,000円、構成比は94.3%、平泉町が1億4,093万6,000円、構成比は5.7%であります。

5ページにお戻り願います。

次に、(3)の歳出決算につきまして、1の総務費は、介護保険運営協議会の開催など、保険事業の総務的な業務や保険料の賦課徴収、要介護認定に係る調査及び審査に要する経費であり、決算額は2億6,780万4,000円、前年度比で148万2,000円の増であります。

主要な事業につきましては33ページに、認定者数につきましては38ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2の保険給付費の決算額は148億338万円、前年度比で3億4,883万8,000円の増であります。

なお、介護サービス費等の給付実績につきましては39、40ページに、介護保険事業計画と給付実績との比較につきましては41ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

3の地域支援事業費は、介護予防事業及び包括的支援等事業に要する経費でありまして、決算額は6億8,611万5,000円、前年度比で3,749万1,000円の減であります。

4の基金積立金は、保険料及び基金利子を介護給付費準備基金に積み立てしたものであり、決算額は1億3,373万円、前年度比で3,108万3,000円の増であります。

6の諸支出金は、過年度保険料還付金及び前年度の介護給付費などの精算に伴う国、県、構成市町への返還金であり、決算額は9,342万4,000円、前年度比で4,433万9,000円の減であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定の決算について、説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターが所掌する要支援1、2の利用者の介護予防支援計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成管理をするものでございます。

(2)の歳入決算であります。1のサービス収入は、介護予防ケアプランの作成料であり、決算額は3,162万1,000円、前年度比で164万7,000円の減であります。

次に、(3)歳出決算であります。1のサービス事業費は、介護予防ケアプランの作成に係る事務費及び居宅介護支援事業所への介護予防ケアプランの作成委託費でありまして、決算額は3,118万円、前年度比で65万7,000円の増であります。

次に、主要な事業につきまして、説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。

一般会計分となりますが、上から2つ目の白丸の生活環境対策費につきましては、主に清掃センター施設周辺住民との公害防止協定などに基づく業務に要したものでございます。

黒丸の上から2つ目の公害防止等に関する会議の開催につきましては、定期的に稼働状況及び環境測定結果の報告などを行ったものでございます。

次の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断につきましては、舞川清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様の健康診断などを実施したものであります。

12ページをお開き願います。

上から2つ目の白丸の一般廃棄物処理施設等整備調査事業費とその下の繰越明許費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に関し、住民説明会の開催や一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定などを行ったものでございます。

次の火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の運営費及び施設設備の維持補修費でありまして、釣山斎苑及び千厩斎苑の火葬炉補修工事を実施したものであります。

施設の利用実績につきましては、17、18ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

13ページとなりますが、ごみ焼却施設管理費につきましては、一関清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費でございます。

施設設備の補修につきましては、燃焼設備等補修、それから排ガス処理設備補修などを実施したものであります。

次のリサイクルプラザ管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、プラント設備整備などを実施したものでございます。

1つ飛びまして、ごみ収集運搬事業費につきましては、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを委託により収集したものであります。大東清掃センター分も同様でございます。

14ページをお開き願います。

廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、廃棄物処理施設から発生した廃棄物の放射性物質濃度測定を専門業者に委託して実施したものでございます。

1つ飛びまして、ごみ焼却施設管理費につきましては、大東清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費でございます。

施設設備の補修につきましては、燃焼設備等補修、中央監視室監視パソコンの更新などを実施したものでございます。

次のリサイクル施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、粗破砕機整備などを実施したものであります。

15ページとなりますが、舞川清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修の経費でございます。

次の指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受けて保管管理をしております8,000ベクレルを超える飛灰について、空間線量率測定を専門業者に委託して実施したものでございます。

次の花泉清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修の経費でございます。

次の東山清掃センター管理費につきましても同様でございます。

ごみ処理施設及び最終処分場の施設の概要につきましては、19、20ページに記載してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

1つ飛びまして、し尿処理施設管理費につきましては、一関清掃センターのし尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修の経費でございます。

施設設備の補修につきましては、定期整備工事などを実施したものでございます。

16ページをお開き願います。

上から2つ目の白丸のし尿処理施設管理費につきましては、川崎清掃センターのし尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修の経費でございます。

施設設備の補修につきましては、定期整備工事などを実施したものでございます。

21ページをお開き願います。

(2)のアは、ごみ搬入量実績でございます。

令和2年度の搬入量の合計は3万4,663.75トン、前年度比で1,032.14トンの減でございます。

22ページから25ページまでは、種類別のごみ搬入量実績でございます。

27ページをお開き願います。

カは、資源物の搬出状況でございます。

令和2年度の搬出量の合計は3,504.10トン、前年度比で46.67トンの減でございます。

28ページをお開き願います。

キは、最終処分場埋立量でございます。

令和2年度の埋立量の合計は3,980.20トン、前年度比で182.64トンの減でございます。

31ページをお開き願います。

(2)のアは、し尿・浄化槽汚泥搬入量でございます。

令和2年度の搬入量の合計は7万7,387.40キロリットル、前年度比で240.30キロリットルの減となっております。

なお、環境測定値につきましては、29、30、32ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が一般会計の決算でございます。

35ページをお開き願います。

次に、介護保険特別会計事業勘定分となりますが、上から3つ目の白丸の一般介護予防等事業費につきましては、手足の機能向上、口腔の機能向上、介護人材の育成などの事業について、構成市町に委託し、実施したものでございます。

36ページをお開き願います。

上から3つ目の白丸の包括的支援事業費につきましては、1つ目の黒丸となりますが、地域包括支援センター業務の委託について、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業の5つの事業所に委託して運営しているところでありまして、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護などを実施したものであります。

2つ目の黒丸の包括的支援事業業務の委託につきましては、介護等に関する総合相談業務などを2つの事業所に委託して実施したものであります。

次の任意事業費につきましては、1つ目の黒丸となりますが、任意事業費について、構成市町への委託によりまして、認知症サポーター養成講座、配食・給食サービス、家族介護支援事業などを実施したものであります。

37ページとなりますが、1は介護保険料の賦課及び収納状況でございます。

(1)の調定額から(5)の収納率までをそれぞれ特別徴収、普通徴収、滞納繰越の区分ごとに説明をいたします。

特別徴収は、(1)の調定額27億3,038万円に対しまして、(5)の収納率は100%であります。

普通徴収は、(1)の調定額1億9,937万9,900円に対し、(2)の収入済額は1億8,378万1,600円で、(5)の収納率は91.74%であります。

滞納繰越分は、(1)の調定額3,962万4,900円に対し、(2)の収入済額は762万3,500円で、(5)の収納率は19.03%、(3)の不納欠損額は1,196万9,000円であります。

不納欠損の事由につきましては(4)のとおりで、生活困窮が86.9%、所在不明が3.7%、死亡による相続放棄などが9.1%、転出が0.3%であります。

41ページをお開き願います。

4は、介護保険事業計画と実績との比較でございます。

総合計で申し上げますが、計画値の152億8,770万6,000円に対し、給付実績は148億338万円であり、実績割合は96.8%であります。

以上が介護保険特別会計事業勘定の決算であります。

43ページをお開き願います。

次に、介護保険特別会計サービス勘定分となりますが、上から2つ目の白丸の介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営2,157件、居宅介護支援事業所への委託5,050件、合計7,207件の作成管理などを行ったものであります。

以上が介護保険特別会計サービス勘定の決算であります。

次に、財産に関する調書について、説明を申し上げます。

今度は決算書の74、75ページをお開き願います。

1の公有財産の土地及び建物につきましては、令和2年度中の増減はありません。

それから76ページをお開き願います。

3の基金につきましては、財政調整基金の年度末現在高が2億2,444万円、介護給付費準備基金の年度末現在高が6億5,836万1,675円であります。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、御留意願います。

金野盛志君の質疑を許します。

金野盛志君の質疑は、一問一答方式です。

12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） 通告した直後に広域行政組合のほうから説明がありましたので、指定廃棄物保管事業費というのを通告しておりましたけれども、それがどうなるかということについては了解いたします。

1点だけ聞きたいのは、一般会計の24ページの3款3項1目のごみ焼却施設管理費の中で、最終的に最終処分場に運搬になるといいますか、焼却灰は、以前の説明では、可能な限り太平洋セメントのほうに再資源化として運ぶという説明が過去にはありましたけれども、実際、全体の量に対して幾ら再資源化になっているか、まずそれについてお聞きします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 焼却灰の資源化についてでございますが、一関清掃センターのごみ焼却施設から排出される焼却灰の一部を管外のセメント生産工場で資源化の処理を行っているところでございます。

焼却灰の資源化は平成30年度から行っておりまして、その量につきましては、平成30年度は総量3,101.59トンのうち資源化した量は877.84トン、割合にして28.3%、それから令和元年度は総量が2,943.22トンのうち968.77トン、割合にして32.9%、それから令和2年度は総量が2,752.22トンのうち965.34トンで35.1%の割合ということで、毎年排出される焼却灰のおおむね3分の1程度を資源化しているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） 最終処分場の延命といいますが、そこを長くするためには全量を持っていくということは、それはどういう理由で、相手方が受けないということなのか、何かそこについての理由はどうなっているのですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 資源化する焼却灰の量につきましては、現在処理を委託しておりますセメント生産工場のほうから、今1,000トン程度をお願いしているわけでございますけれども、それ以上の受託は難しいということで、その範囲内で資源化のほうをお願いしているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） それはなぜかということは私もわからないのですが、先ほど、私は一般質問のやり取りの中で話があった、いわゆる塩分が含まれていることによって、セメント原料とすることについては適さないということがあるのではないかと思うのですが、岩手県ではないのですが、ほかの都道府県では、県が主体になって県内の焼却灰の塩分除去、そうしたものに取り組んでいる都道府県があります。ぜひ、我が県もどうか、ここは岩手県議会ではありませんけれども、この広域行政組合から岩手県にそういう働きかけが必要ではないでしょうか。これはどこの自治体も困っている、そういうことだと思いますけれども、いかがですか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 塩分除去施設といいますが、そういった施設を県に働きかけてはというような御提案をいただいておりますけれども、焼却灰のセメント原料化については、ある程度その費用が発生しておりますので、その費用対効果、そういったものも十分検討しなければならないというように思っておりますので、その先にセメント原料化というもので塩分除去が必要ということであれば、議員御提案のような対応が必要になってくるのかと思っております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12番（金野盛志君） 資源循環とかSDGsに取り組む自治体、これは何も一関市だけではなくて、そういうことを全県的にやっているわけです。きのう行われたようですけども、県に対する市町村要望、そうしたものを捉えて、ほかの自治体の情報も収集しながら、共通のことではないのかと想像しますので、その辺のいろいろな政策の理念とも私は合致することだと思いますので、そうした取り組みをぜひ強化していただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（小野寺道雄君） 金野盛志君の質疑を終わります。

次に、藤野秋男君の質疑を許します。

藤野秋男君の質疑は、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 私からは、認定第1号及び認定第2号について、主要な施策の成果に関する説明書でお聞きしたいと思います。

会計年度任用職員の採用で事務補助に対応している、あるいは指導部門を担当しているという状況なわけです。

それで、まず9ページの2款1項1目総務管理費で会計年度任用職員給与が支払われています。3名です。病休、あるいは産休ということで職員の代替として会計年度任用職員を採用したというのは理解できるのですが、事務補助という部分がありますので、説明をお願いいたします。

それから、10ページにも3款1項1目の衛生総務費に、環境学習指導員1名を会計年度任用職員として採用しています。私は、これは会計年度任用職員というよりは、まさに環境学習の指導というのは組合の非常に重要な任務ではないかと思うので、この辺を会計年度任用職員で対応したという部分の御説明をお願いいたします。

それから、12ページには、一関清掃センターにおいても事務補助で給与が支払われています。この説明をお願いいたします。

これは会計年度任用職員ではないのですが、13ページの3款3項1目一関清掃センター、ごみ焼却施設管理費、昨年度の決算からして今年度は大幅ではないのですが、微増にふえてきていると。その要因というのは、やはり施設の老朽化が進んでいるということからの管理費の増というように捉えるのか、それとも、たまたま点検で今回はかかり増ししたというのか、その辺をどのように分析しているのか。というのは、もう少し頑張って維持していただかなければならない施設と考えれば、どのように今回のこの管理費の増というのを捉えているのかお伺いをいたします。

それから、認定第2号、36ページですけども、ここにも会計年度任用職員の給与が支払われています。ここは10人です。しかも、介護相談員、あるいはコーディネーター推進員ということで、非常に包括的な支援を行う上で重要なポストを担っている方々が会計年度任用職員というのは、どうもあまりすっきりしないので、その辺の説明をお願いいたします。

そして、この会計年度任用職員の皆さんの給与を見ると、大体230万円から280万円です。これが正規職員の皆さんであれば600万円から800万円ということなので、どうしても会計年度任用職員で対応せざるを得ないということであれば、これはやはり見直していく必要もあるのではないかという思いからお伺いしています。

よろしく申し上げます。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 今、御質問いただいた内容とちょっと重複した説明になるかもしれませんが、会計年度任用職員の関係でございます。

令和2年度の当組合の会計年度任用職員については、一般会計では事務補助が3人、それから産休、育休職員の代替ということで1人、それから環境学習指導員が1人の計5人ということでございますし、介護保険特別会計事業勘定では介護認定調査員が14人、それから介護相談員が2名、それから生活支援コーディネーターが6人、認知症地域支援推進員が2人、事務補助が2人の計26人ということで、介護保険特別会計サービス勘定では介護予防支援員が3人ということで、組合の全体としては34人の会計年度任用職員を任用したということでございます。

この会計年度任用職員の制度が施行された背景としては、地方公共団体においては多様化する行政需要のために臨時職員、それから非常勤職員が増加していたということで、国はこれらの職員の常勤や非常勤といった勤務形態、それから期間、それから適正な任用を確保するためということで地方公務員法、それから地方自治法を改正して、会計年度任用職員ということで整備をしたものでございます。

具体的には、地方公務員法の一部改正によりまして、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、それから一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化によりまして、これまで法律上一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であった部分について、一般職の非常勤である会計年度任用職員に関する規定を設けて、採用方法、任期などの明確化を図ったというところでございます。

当組合におきましても、国の制度にのっとりまして手続を行って、法改正前の臨時職員と非常勤の特別職として任用していた職員について、原則として会計年度任用職員ということで任用させていただいたというところでございます。

当組合において会計年度任用職員の配置にあっては、当組合事業において必要とする業務の期間、それから継続性に加えて従事する業務の性質、そのようなものを考慮しまして任用を行っているというところでございます。

それから、一関清掃センターのごみ焼却施設の状態の御質問があったかと思えます。

令和2年度で稼働開始から40年を経過したところでございます。施設の維持補修につきましては、プラントメーカーによる調査結果、それから運転管理業者からの報告内容を取りまとめた上で施設整備計画を作成して、優先順位をつけてメンテナンス整備を実施しているというところでございます。施設は老朽化によりまして故障機器も多くなっている状況ではありますが、補修、修繕などを行って適切にごみ処理を行っているところでございます。

なお、令和3年度は、専門のコンサルタントによる精密機能検査、こういったものを予定しておりますので、その結果に基づいて整備計画をさらに見直すこととしてございます。

いずれ、新処理施設建設までの間は焼却施設の適正な維持管理に努めていかなければならないというように考えております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

今、説明の中で、これまでは一般職の非常勤職員として採用していたということから考えれば、確かに会計年度任用職員というのは一定の身分保障もあるわけですから、改善されたと言えるかもしれませんが、とは言え任期は3年というように思うのですが、全ての方々をそのように捉えていいのか、産休の方とかについては若干違うかと思うのですが、他の事務補助とか、あるいは先ほどの説明では業務の性格上という話もありましたが、そのような面ではほとんどの方々が3年の任用職員というように捉えていいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 会計年度任用職員につきましては、年度ごとの雇用ということになりますので1年になりますが、更新が2回できますので3年間は更新でいけるということでございますし、4年目については新たにまた採用の試験を受けていただいて採用というような形になろうかと思えます。そのような形になってございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） それでは、10ページの3款1項1目、会計年度任用職員のこの方は環境学習指導員ということで会計年度任用職員です。これも環境学習指導員となればかなり重要な役割を担うと、本来なら正規職員が対応し、系統的にやっていくぐらいの職務だと思うのですが、この部分を会計年度任用職員で対応している、先ほど言われた性格上という意味で考えるなら、この部分はどうか捉えたらよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 環境学習指導員につきましては、業務の内容は一関清掃センターの施設の見学の対応ですとか、それからリサイクル教室といいますか、工芸教室の対応といったものが主な業務となっております。それで、業務の内容から照らし合わせれば、フルタイムではなくても対応できる業務かなというようなことで会計年度任用職員の職としたところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 時間的にはフルタイムでなくても対応できるということは、そういった依頼があったときのみの出勤ということなのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 小野寺総務管理課長。

総務管理課長（小野寺啓君） 施設の見学の申し込みですとか、そういったことということでもなくて、リサイクル教室、工芸教室というのは自前で計画的に募集してやったりしておりますので、そういったものの計画ですとか、あとは通常廃棄物として出されたものからピックアップして、さらにリユースといいますか、使えるものをメンテナンスして販売したりしているのですが、そういったものの準備とか、そういったことをやっているもので、申し込みがあったときだけ対応ということではございません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 通常のこういう専門的に、しかも全体的にリサイクル、あるいは環境学習ができるということは、そうそう会計年度任用職員が来ても次の方というよりは、ベテランとして長期にわたって指導いただくということになれば、いろいろな団体に即応した指導が可能なのかと思うのですが、これまで勤務している方、あるいは勤務した方で長い方は何年になっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 正確にはちょっとお答えできないのですが、10年以上の方もいらっしゃるということでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

そう考えれば、ほとんど3年に一度、新採用と同じような扱いというのは、私はちょっと待遇改善を考えていくことも必要なのかなと思います。やはり、そういった意味では、ぜひ御検討していただきたいと思います。

それから、36ページの会計年度任用職員の部分では、3款2項1目包括的支援等事業費、ここは10人なのです。介護相談員、あるいは生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員と、本当に介護者に寄り添った相談、介護者に寄り添ったコーディネーターをしていくという部分では非常に重要な任務を担っているのだろうと。

先ほどと同じように考えた場合、こういう方々もやはり会計年度任用職員で対応しているのですが、職員で対応できないもののでしょうか。その辺について、お聞かせ願えればと思います。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

介護保険課長（猪股浩子君） この包括的支援等事業費の中の会計年度任用職員給与費10人の内訳ですが、介護相談員が2名、それから生活支援コーディネーターが6名、それから認知症地域支援推進員が2名となっております。それぞれ、今、議員がお話のとおり、包括的な支援を目的に設置しておりますが、例えば介護相談員につきましては、介護保険に関して知識、経験を有している方の中から職員を配置しておりますし、認知症地域支援推進員も専門的な知識を有している方から配置しております。そのように、業務が非常に専門的な知識を必要とする業務であります。そして、業務の期間や継続性に加えて従事する業務の性質を考慮して、これらの会計年度任用職員の配置を行ったところです。勤務時間としても、フルタイムではなくても対応が可能と判断しているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） この会計年度任用職員として、今おっしゃったように、最後フルタイムでなくても対応いただけるということが最後の条件かなと私も思ったのですが、この介護相談員、あるいは生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、各3業務の従事日数というのは、一番多い従事日数で対応している職務というのはどの部分なのか、紹介いただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 猪股介護保険課長。

事務局長（猪股浩子君） 生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員につきましては、週30時間の勤務になっております。介護相談員につきましては、月65時間以内というようになっております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

週30時間というのは、まさにぎりぎりですね。もう少し、せっかくこういうプロで介護者に寄り添うということを考えれば、今後、会計年度任用職員の中でも少し処遇改善をぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野寺道雄君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認定第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(小野寺道雄君) 起立満場。

よって、認定第1号は、認定されました。

次に、認定第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(小野寺道雄君) 起立満場。

よって、認定第2号は、認定されました。

午後3時20分まで休憩します。

休憩 午後3時6分

再開 午後3時20分

議長(小野寺道雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第8号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)及び日程第9、議案第9号、令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者(石川隆明君) 議案第8号、令和3年度一関地区一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、放射性物質汚染廃棄物処理事業費の追加及び令和2年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、5億5,506万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億8,570万4,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費1億2,087万9,000円、衛生費4億3,418万3,000円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、国庫支出金4億3,418万3,000円、財産運用収入1万円、繰越金1億2,086万9,000円を増額いたしました。

3ページとなりますが、第2表、繰越明許費につきましては、放射性物質汚染廃棄物処理事業について繰越明許しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第9号、令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、令和2年度保険給付費の精算に伴う国県支出金の返還金及び令和2年度決算剰余金の計上など、サービス勘定においては、令和2年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、2億807万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億3,712万8,000円といたしました。

また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は、46万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,413万8,000円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 議案第8号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の11ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、令和2年度決算剰余金を積み立てるものでございます。

これにより、財政調整基金の令和3年度末残高は、前年度末に比べて88万円増の2億2,532万円ほどとなる見込みであります。

3款3項3目舞川清掃センター費の放射性物質汚染廃棄物処理事業費につきましては、一時保管しております飛灰などの指定廃棄物について、放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下となった飛灰の指定解除を申請し、管外において処分するものでございます。

なお、作業完了までにおよそ18カ月の期間を要するものと見込まれますことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、10ページとなりますが、3款1項国庫補助金、それから4款1項財産運用収入及び7款1項繰越金につきましては、説明いたしました歳出に係るものでございます。

次に、議案第9号、令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明をいたします。

予算書の16ページをお開き願います。

4款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、令和2年度保険給付費などの精算により生じた保険料を積み立てるものであります。

これにより、介護給付費準備基金の令和3年度末残高は、前年度末に比べて3,669万円増の6億9,505万円ほどとなる見込みであります。

6款1項1目諸支出金の介護給付費負担金等精算返還金、地域支援事業交付金等精算返還金及び事務費分担金精算返還金につきましては、令和2年度保険給付費及び地域支援事業費などの精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金を返還するものであります。

過年度保険料還付金につきましては、納付済みの保険料について、納付義務者の死亡により相続人から還付口座の回答が令和2年度中に届かなかったことなどによりまして還付できなかった保険料分を計上するものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

戻りまして、14ページをお開き願います。

5款1項支払基金交付金及び7款1項財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

8款1項基金繰入金につきましては、令和2年度保険給付費などの精算により生じた保険料を決算剰余金に計上しましたことから、当初予算の歳出に計上しておりました過年度保険料還付金の財源分を減額するものであります。

15ページとなりますが、2項サービス勘定繰入金につきましては、サービス勘定の令和2年度決算剰余金を繰り入れるものであります。

9款1項繰越金につきましては、令和2年度決算剰余金であります。

次に、サービス勘定の歳出について説明をいたします。

20ページをお開き願います。

2款1項1目事業勘定繰出金につきましては、令和2年度決算剰余金を事業勘定に繰り出すものであります。

歳入についてであります。2款1項繰越金につきましては、令和2年度決算剰余金を計上するものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） この間、議員全員協議会でもちょっとお話ししましたけれども、汚染物質の搬出について、秘密の業者が運ぶという話ですけれども、しかし、どこにどのように運んでやっていくかということをきちんと把握しないで大丈夫なのでしょうか。

それから、7,000ベクレル代の物質もあるようですけれども、8,000ベクレル代と7,000ベクレルでどのように安全性が違うのですか。わずかに数百ベクレル違っただけで安全だということ、8,000ベクレルが危なくて7,000ベクレル代が安全だということ、をどのように証明なさるのですか。その2点、お願いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） 指定廃棄物の解除後の焼却灰の処理先等につきましては、これからということになりますので、これから環境省から情報提供いただいた中で対応していくということになります。

それから、どこでどういう処理をするかという部分については、当然私どもは確認をさせていただきますけれども、公表のほうは控えさせていただくということでございます。

それから、8,000ベクレルと7,000ベクレルの安全性の違いというふうなお話でございますけれども、8,000ベクレルを超えるものを指定廃棄物と言ってございまして、8,000ベクレルを下回ったものについては、法律上は安全に処理できるレベルということになってございますので、それより7,000ベクレルは低いということで、大きな差があるかと言えばそれはちょっとわかりませんが、8,000ベクレル以下であれば一般廃棄物として処理ができるレベルということでござ

います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） やはり、仮置き場なり本置き場、その廃棄物の置き場をきちんと把握して、その分は使わないということを確認してから出すべきではないかと思うのですね。

うわさでは、それらの低レベルの廃棄物は土木工事の土砂と混ぜて土木工事に使っているという話も聞いたことがあります。

そのように、私たちの地域から持って行って使われるのに対しては、どこに使うかわかりませんが、そういう部分はきちんと把握していくということが私は大切ではないかと思うのです。

そして、実際には、7,000ベクレルとか6,000ベクレルではなくて、もっともっとやはり放射性セシウム137があるわけですけれども、その安全性を確認するまで置いても構わないのではないかと思うのです。そこまで国の責任にさせるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局長。

事務局長（村上秀昭君） いずれ、処分業者の選定につきましては、今後環境省から情報提供をいただいたり、御指導をいただきながら進めさせていただきたいと思えます。

議長（小野寺道雄君） 質疑に当たっては事前に通告するようにお願い申し上げましたので、今後は事前に通告されるようにお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立多数。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（小野寺道雄君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第46回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和2年度決算並びに令和3年度補正予算等の議案につきまして、慎重なる御審議を賜りましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

私は、決算は組合運営に対する評価が問われるもので、大変重要なものであると認識をしております。

令和2年度におきましても、一関市及び平泉町が当組合において共同処理することとした一般廃棄物処理並びに介護保険などの事務について、構成市町と連携しながら実施してまいったところでございます。

一般廃棄物処理においては、通常業務に加えて、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に向けた取り組み、介護保険においては、高齢化に伴い増加している要介護者の適切で円滑な認定及び保険給付等により介護サービスの推進を図ってきたところでございます。

本日、ここにその取り組みの成果である決算につきまして、議会の認定をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重な御意見、御提言につきましては、これをしっかりと受けとめ、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第46回定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 第46回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、令和2年度一般会計及び介護保険特別会計決算など、当局提案6件の議案について、終始活発な審議をいただき、全て議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

また、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただいたところであり、当局からは誠意ある答弁をお聞きすることができ、広域行政組合の目的がしっかり果たされていることを確信した次第であります。

広域行政組合の業務は、衛生事業、介護保険事業とともに、住民生活に密着しているからこそ、市民、町民の皆様の御理解、御協力が不可欠であり、そのためには、当局とともに我々議員も説明責任を果たしていくことが必要とされ、そのための不断の努力が極めて肝要であることを改めて痛感した次第であります。

結びに、今議会の運営に御尽力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、挨拶といたします。

議長（小野寺道雄君） 以上をもって、第46回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

大変、御苦労さまでした。

閉会 午後3時40分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 小野寺 道 雄

一関地区広域行政組合議会議員 勝 浦 伸 行

一関地区広域行政組合議会議員 菅 原 巧